資料７４　北海道災害義援金募集委員会会則（第５章第３５節２関係）

（目的）

第１条　本委員会は災害による被災者を救援するため、災害救助法第31条の2第2項及び北海道地域防災計画第32節災害義援金募集（配分）計画に基づき北海道における災害義援金の募集に関する業務を総合的かつ有機的に実施することを目的とする。

（名称）

第２条　本委員会は北海道災害義援金募集委員会（以下「委員会」という。）と称する。

（事務局）

第３条　委員会の事務局は日本赤十字社北海道支部（以下「日赤道支部」という。）に置く。

（組織）

第４条　委員会は第１条の目的に賛同し、協力する機関又は団体（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

（委員）

第５条　委員会は前条の構成団体から選出された委員をもって構成する。

(2)　委員会の会長は、日赤道支部長をもって充てる。

(3)　委員は会議に出席し事案を協議する。

（委員会）

第６条　委員会は会長が必要と認めたとき、又は委員の要請に基づき会長が招集する。

(2)　会議の議長は、会長がこれにあたる。

(3)　会長に事故あるときは、予め会長が指名した者が代理する。

（募集要綱等）

第７条　義援金募集要綱は別紙要綱骨子に拠るものとし、必要な細目についてはその都度委員会において協議し決定する。

（運営）

第８条　委員会の運営に必要な庶務並びに経費は日赤道支部において措置する。

（意見の聴取）

第９条　委員会は第１条の目的を達成するため、必要に応じて関係行政機関から意見を求めることができる。

（附則）

第10条　この会則は平成19年5月30日から実施する。

北海道災害義援金募集（配分）委員会会則（昭和57年9月1日制定）は廃止する。

「参考」

本委員会が実施する義援金募集業務は、災害救助法第32条に基づき北海道知事から救助又は応援の実施について委託（注）を受けている日本赤十字社北海道支部とその協力団体が実施するものであることから、寄託された義援金は法人税法第37条第３項第１号又は所得税法第78条第２項１号に規定する寄付金に該当するものである。

（注）　医療・助産・死体の処理（埋葬及び死体の一時保存を除く）に関する委託協定

（昭和34年9月1日　甲北海道知事　乙日赤北海道支部長）　条例・協定等

災害義援金募集事業要綱骨子

北海道災害義援金募集委員会会則第7条に定める要綱骨子は次のとおりとする。

1　義援金募集要綱名

要綱の名称は原則として発生した災害名を冠し「○○災害義援金募集要綱」とする。

2　実施主体

北海道災害義援金募集委員会とする。

（事務局：日本赤十字社北海道支部）

3　構成団体

委員会構成団体名を明記する。

4　趣旨

都度委員会において定める。

5　義援金の種別

募集する義援金は原則として現金とする。

特定の個人・施設・団体及び地域に配分を指定する義援金又は有価証券等は特別の場合を除き募集しない。

6　募集期間

都度委員会において定める。

7　損金等の取扱い

委員会名をもって募集する義援金は税制上損金等の扱いになることを明記する。

8　義援金の受付窓口

各構成団体（同地方組織を含む）の事務所に義援金受付窓口を設定するほか、委員会が開設する義援金口座への振込み又は街頭募金等による。

9　受領書の発行

各構成団体が義援金を受領したときは、その団体の受付窓口において受領書を発行する。

ただし、寄託者が義援金の損金扱いを希望する場合は仮受領書を発行し、後刻委員会名の領収書（免税領収書）の発行手続きをとるものとする。

(2)　街頭募金の場合は受領書は発行しない。

10　義援金の送金

各構成団体において受付けた義援金は委員会が開設する義援金口座に随時送金するものとする。

(2)　委員会口座に送金された義援金（預金利子を含む）は、募集期間終了後速やかに北海道災害義援金配分委員会が開設する義援金口座に送金するものとする。

11　広報・周知

義援金募集の一般への広報・周知は委員会名をもって新聞・ラジオ・テレビ等を通じて広報するほか、各構成団体においても、立看板、懸垂幕、ビラ、その他団体が有する広報手段をもって周知する。

(2)　義援金の募集成績は概ね1ヵ月2回程度集計し、その都度委員会名をもって新聞、ラジオ、テレビその他の方法により公表する。

12　義援品の取り扱い

義援品は原則として取扱わない。

13　経費

各構成団体が義援金を募集するに当って必要とする諸経費については、その団体が負担する。

14　その他

本要綱骨子に定めるものの外必要な事項は委員会において定める。

資料７５　北海道災害義援金配分委員会会則（第５章第３５節３関係）

（目的）

第１条　本委員会は災害による被災者を救援するため、北海道地域防災計画第32節災害義援金募集（配分）計画に基づき北海道における災害義援金の配分に関する業務を総合的かつ有機的に実施することを目的とする。

（名称）

第２条　本委員会は北海道災害義援金配分委員会（以下「委員会」という。）と称する。

（事務局）

第３条　委員会の事務局は北海道保健福祉部福祉局福祉援護課（以下「北海道」という。）に置く。

（組織）

第４条　委員会は第１条の目的に賛同し、協力する機関又は団体（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

（委員）

第５条　委員会は前条の構成団体から選出された委員をもって構成する。

(2)　委員会の会長は、北海道保健福祉部長をもって充てる。

(3)　委員は会議に出席し事案を協議する。

（委員会）

第６条　委員会は会長が必要と認めたとき、又は委員の要請に基づき会長が招集する。

(2)　会議の議長は、会長がこれにあたる。

(3)　会長に事故あるときは、予め会長が指名した者が代理する。

（配分要綱等）

第７条　義援金配分要綱は別紙要綱骨子に拠るものとし、必要な細目についてはその都度委員会において協議し決定する。

（運営）

第８条　委員会の運営に必要な庶務並びに経費は北海道において措置する。

（意見の聴取）

第９条　委員会は第１条の目的を達成するため、必要に応じて関係機関から意見を求めることができる。

（附則）

第10条　この会則は平成19年５月30日から実施する。

北海道災害義援金募集（配分）委員会会則（昭和 57 年９月１日制定）は廃止する。

災害義援金配分事業要綱骨子

北海道災害義援金配分委員会会則第７条に定める要綱骨子は次のとおりとする。

１　義援金配分要綱名

要綱の名称は原則として発生した災害名を冠し「○○災害義援金配分要綱」とする。

２　実施主体

北海道災害義援金配分委員会とする。

（事務局：北海道保健福祉部福祉局福祉援護課）

３　構成団体

委員会構成団体名を明記する。

４　趣旨

都度委員会において定める。

５　配分方法

北海道災害義援金募集委員会から送金された義援金（預金利子を含む）は、速やかに委員会を開催し協議の上、公正・適正に被災市町村等に配分する。

６　広報・周知

義援金配分結果については、その都度委員会名をもって新聞・ラジオ・テレビ等を通じて公表する。

７　経費

各構成団体が義援金の配分結果について公表する諸経費については、その団体が負担する。

(2)　被災地への義援金送料等については委員会において定める。但しこれらの費用を義援金より支出することは原則として行わない。

８　その他

本要綱骨子に定めるものの外必要な事項は委員会において定める。

資料７６　応急金融の要綱（第５章第３６節関係）

（平成29年度）

融資の名称	内容・資格・条件等
生活福祉資金	

資金の種類		内容	貸付限度（円）	据置期間	償還期間	利子
総合支援資金	生活支援費	生活再建までに必要な生活費用	（単身世帯） 月額150,000円以内 （複数世帯） 月額200,000円以内	最終貸付日から６ヶ月以内	10年以内	無利子（連帯保証人が設定できない場合：1.5%）
	住宅入居費	敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	400,000円以内	６ヶ月以内（生活支援費併せ貸しの場合は、生活支援費の最終貸付日から６ヵ月以内）		
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	600,000円以内			
福祉資金	福祉費	日常生活を送る上で、または自立生活に資するために一時的に必要な費用（具体的な使途は別表参照）	5,800,000円以内 （ただし、使途目的に応じて別表を参照）	６ヶ月以内	20年以内 （ただし、使途目的に応じ別表を参照）	無利子（連帯保証人が設定できない場合：1.5%）
	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸付する費用	100,000円以内	２ヶ月以内	12ヶ月以内	無利子
教育支援資金	就学支度費	高等学校等の入学に際し必要な経費	500,000円以内	卒業後６ヶ月以内	20年以内（貸付額に期限の上限有り）	無利子
	教育支援費	高等学校等に就学するのに必要な経費	（高等学校） 月35,000円以内 （高等専門学校） 月60,000円以内 （短期大学） 月60,000円以内 （大学） 月65,000円以内			
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者に対し一定の居住用不動産を担保に生活費を貸付	（土地評価額の７割） 月額 300,000円以内	契約の終了後３ヶ月以内	据置期間終了時	年３％、又は長期プライムレートのいずれか低い利率
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者に対し一定の不動産を担保に生活費を貸付	（土地評価額の７割） 保護の実施機関が定めた貸付基本額の範囲内			

※総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合には、当該災害の状況に応じ、上表の規定にかかわらず、据え置き期間を貸付けの日から２年以内とすることができる。

融資の名称	内容・資格・条件等
生活福祉資金	<福祉資金福祉費別表>

使途目的	呼 称	貸付限額目安	償還期間	利子
生業を営むために必要な経費	生業経費	4,600,000円	20年以内	無利子 （連帯保証人が設定できない場合：1.5%）
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能習得関係経費	技能習得期間 ・6か月以内 1,300,000円 ・1年以内 2,200,000円 ・2年以内 4,000,000円 ・3年以内 5,800,000円	8年以内	
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	住宅経費	2,500,000円	7年以内	
福祉用具等の購入に必要な経費	福祉用具経費	1,700,000円	8年以内	
障害者用自動車の購入に必要な経費	障害者自動車経費	2,500,000円	8年以内	
中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	中国年金追納経費	5,136,000円	10年以内	
負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内	
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内	
災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	災害経費	1,500,000円	7年以内	
冠婚葬祭に必要な経費	冠婚葬祭経費	500,000円	3年以内	
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	移転設備経費	500,000円	3年以内	
就職、技能習得等の支度に必要な経費	支度関係経費	500,000円	3年以内	
その他日常生活上一時的に必要な経費	その他の経費	500,000円	3年以内	

融資の名称	内容・資格・条件等
母子・寡婦福祉資金	

資金の種類	貸付対象等		貸付限度額（円）	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
事業開始資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉団体 寡婦	事業（例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子福祉団体においては政令で定める事業）を開始するのに必要な設備費、什器、機械等の購入資金	2,830,000 団体　4,260,000		1年	7年以内	保証人有：無利子 保証人無：年1.0%
事業継続資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉団体 寡婦	現在営んでいる事業（母子福祉団体については政令で定める事業）を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,420,000 団体　1,420,000		6ヶ月	7年以内	保証人有：無利子 保証人無：年1.0%
修学資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	高校、専修学校（高等課程） 高等専門学校 短大、専修大学（専門課程） 大学 専修学校（一般課程）	高等課程 公立（自宅）27,000 （自宅外）34,500 私立（自宅）45,000 （自宅外）52,500 高等専門学校（1、2、3年） 公立（自宅）31,500 （自宅外）33,750 私立（自宅）48,000 （自宅外）52,500 短大、専修大学 公立（自宅）67,500 （自宅外）76,500 私立（自宅）79,500 （自宅外）90,000 大学 公立（自宅）67,500 （自宅外）76,500 私立（自宅）81,000 （自宅外）96,000 専修学校（一般家庭） 48,000	就学期間中	当該学校卒業後6ヶ月	20年以内（専修学校（一般課程は5年以内））	無利子 ※親に貸付ける場合児童を連帯借受人とする。 児童に貸付ける場合親等を連帯保証人とする。
技能習得資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金（例 洋裁、タイプ、栄養士等）	月額 68,000 （特1回 816,000） 運転免許　460,000	知識、技能を習得する期間中5年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内	保証人有：無利子 保証人無：年1.0%
修業資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し又は就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金	月額 68,000 （特1回 460,000） （注）修業施設で知識、技能習得中の児童が18歳に達したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合上記額に児童扶養手当額を加算	知識、技能を習得する期間中5年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	6年以内	修学資金と同様

融資の名称	内容・資格・条件等							
	資金の種類	貸付対象等		貸付限度	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
母子・寡婦福祉資金	就職支度資金	母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 父母のない児童 寡婦	就職するために直接必要な衣服、履物及び通勤用自動車等を購入する資金	100,000 （特別 330,000）		1年	6年以内	親に係る貸付けの場合 保証人有：無利子 保証人無：年1.0% 児童に係る貸付けの場合 就学資金と同じ
	医療介護資金	母子家庭の母又は児童（介護の場合は児童を除く） 父子家庭の父又は児童（介護の場合は児童を除く） 寡婦	医療又は介護（当該医療を受ける期間が1年以内の場合に限る）を受けるために必要な資金	340,000 （特1回 480,000） 介護 500,000		6ヶ月	5年以内	保証人有：無利子 保証人無：年1.0%
	生活資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	知識技能を修得している間の生活補給資金	月額 （一般） 103,000 （技能） 141,000	知識技能を修得する期間中5年以内	知識技能習得後6ヶ月	20年以内	保証人有：無利子 保証人無：年1.0%
			医療若しくは介護を受けている間の生活補給資金		医療介護を受けている期間中1年以内	医療若しくは介護終了後6ヵ月	5年以内	
			母子家庭又は父子家庭になって間もない（7年未満）者の生活を安定・継続する間に必要な生活補給資金		240万円を限度	貸付期間満了後6ヶ月	8年以内	
			失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金		離職した日の翌日から1年以内		5年以内	
	住宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を補修し、保全し、改築し、増築し、建築し、又は購入するのに必要な資金	1,500,000 （特別 2,000,000）		6ヶ月	6年以内 特別は7年以内	保証人有：無利子 保証人無：年1.0%

融資の名称	内容・資格・条件等
災害援護資金貸付金	

資金の種類	貸付対象等		貸付限度	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
転宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を転移するため住宅の賃借に際し必要な資金	260,000		6ヶ月	3年 以内	保証人有：無利子 保証人無：年1.0%
就学支度資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	小学校 40,600 中学校 47,400 高校等 公立（自宅） 150,000 （自宅外） 160,000 私立（自宅） 410,000 （自宅外） 420,000 大学・短大等 公立（自宅） 370,000 （自宅外） 380,000 私立（自宅） 580,000 （自宅外） 590,000 就業施設 （自宅） 90,000 （自宅外） 100,000		6ヶ月	20年 以内 就業 5年 いない	就学資金と同様
結婚資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童、寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し必要な資金	300,000		6ヶ月	5年 以内	保証人有：無利子 保証人無：年1.0%

融資の名称	内容・資格・条件等
災害援護資金貸付金	実施主体　市町村（特別区を含む。）が条例に定めるところにより実施する。 対象災害　自然災害であって、都道府県内において災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合の災害とする。 貸付対象　対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者

貸付限度	利率	据置期間	償還期間	償還方法
①　世帯主の１ヶ月以上の負傷 1,500,000円	年３％ （措置期間は無利子）	３年 （特別の事情がある場合は５年）	10年 （措置期間を含む）	半年賦 年賦
②　家財等の損害 ア　家財の３分の１以上の損害 1,500,000円 イ　住宅の半壊 1,700,000円 ウ　住宅の全壊（１の場合を除く） 2,500,000円 エ　住宅全体の滅失又は流失 3,500,000円				
③　①と②とが重複した場合 ア　①と②のアが重複した場合 2,500,000円 イ　①と②のイが重複した場合 2,700,000円 ウ　①と②のウが重複した場合 3,500,000円				
④　次のいずれかの事由の１に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等 ア　②のイの場合　2,500,000円 イ　②のウの場合　3,500,000円 ウ　③のイの場合　3,500,000円				

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会	生活福祉資金貸付制度要綱	国1/2補助　道1/2補助
北海道 市町村	母子及び寡婦福祉法 （昭和39年法律第129号）	国2/3貸付　道1/3貸付 償還については６月ないし１年間の措置期間がある。修業資金については厚生労働大臣の定めるものは無利子である。
北海道 市町村	災害弔慰金の支給等に関する法律 （昭和48年法律第82号）	貸付金の額は、１世帯当たり限度額は350万円を越えない範囲内とする。 貸付金原資の負担　国2/3 都道府県、指定都市1/3

融資の名称	内容・資格・条件等
災害復興住宅資金	

1　融資対象者

・次の（1）から（4）の全てにあてはまる方

（1）自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方

（2）ご自分が住居するために住宅を建設、購入又は補修する方

（3）年収に占めるすべての借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次の基準を満たす方

年収	400万円未満	400万円以上
総返済負担率	30%以下	35%以下

（4）日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方

2　融資条件

	区分	建設	新築購入	リユース（中古）購入	補修
融資対策	住宅の規格等	居住室、台所及びトイレが備えられていること (独)住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していること 地方公共団体等による現場審査を受けること			
	住宅部分床面積	13㎡以上175㎡以下	50㎡以上（共同建ての場合は30㎡以上）175㎡以下	50㎡以上（共同建ての場合は30㎡以上）175㎡以下	
	築年数		申込日において竣工から2年以内の住宅で申込日前に人が住んだことのない住宅	申込日において竣工から2年以内の住宅で申込日前に人が住んだことのある住宅	
	その他			審査の定める耐震性や劣化状況の基準に適合する住宅	
融資限度額	基本融資額	建設資金　1,650万円 土地取得資金　970万円 敷地資金　440万円	購入資金　2,620万円 うち土地取得資金　970万円	購入資金　2,320万円 うち土地取得資金　970万円 （リユースプラス） （購入資金　2,620万円） （うち土地取得資金 970万円）	補修資金　730万円 移転資金　440万円 敷地資金　440万円
	特例加算額	建設資金　510万円	購入資金　510万円	購入資金　510万円	
返済期間	耐火 準耐火 木造 （高耐久）	35年以内	35年以内	リユースプラス住宅・マンション 35年以内 リユース住宅・マンション 25年以内	20年以内
	木造 （一般）	25年以内	25年以内		
	据置期間	3年以内			1年以内 （返済期間に含む）
融資金利		建設・購入の場合	基本融資額　年0.63% 特例加算額　年1.53%		
		補修の場合	年0.63%		
		（平成29年8月現在、最新の金利は住宅金融支援機構にご確認ください）			
受付期間		り災日から2年間			

取扱機関等	関係法令等	備考
独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター （被災者専用ダイヤル0120-086-353 又は048-615-0420）	独立行政法人 住宅金融支援機構法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
農林漁業セーフティネット資金	資金使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 （災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害も含む。）
	貸付対象者	○認定農業者 ○認定新規就農者又はそれ以外の新たに農林漁業経営を開始した者であって、農林漁業経営開始後３年以内の者 ○林業経営改善計画の認定を受けた物 ○「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に定める改善計画の認定を受けた漁業者 ○農林漁業に係る所得が総所得（法人にあっては総売上高）の過半又は粗収益が200万円（法人1,000万円）以上の農林漁業者 ○上記に該当する家族農業経営における経営主以外の農業を営む者 ただし家族協定において、①経営の一部門について主宰権があること　②主宰権のある経営部門について当該者に危険負担及び収益処分権があること、が明確になっていること。 ○次の要件のすべてを満たす法人格を有しない任意団体で農業を営む者 ①目的、構成員資格等を定めた定款又は規約を有すること ②一元的に経理を行っていること ③原則５年以内に農業生産法人に組織変更する旨の目標を有していること ④農用地利用集積の目標を定めていること ⑤主たる従事者が目標所得を定めていること
	貸付限度額	600万円 （ただし、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の12分の３に相当する額又は粗収益の12分の３に相当する額のいずれか低い額とすることができる。）
	償還期間	10年以内（うち据置き３年以内）
	貸付利率	年0.16％（H29．４．19現在）

取扱機関等	関係法令等	備考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	農林漁業セーフティネット資金 実施要綱	

融資の名称	内容・資格・条件等	
天災融資法による融資	資金使途	天災による被害が著しく、かつ、その国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合、天災によって損失を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の経営等に必要な資金の融通を円滑にする措置を講じる。
	貸付の対象	（ア）被害農業者 被害減収量が平年収量の30/100以上で、かつ、損失額が平年農業総収入額の10/1000以上で、市町村長の認定を受けた主業農家。 ただし、樹体被害の場合、損失額が被害時価格の30/100以上で市町村長の認定を受けた主業農家。 （イ）被害林業者 （ウ）被害漁業者 （エ）被害組合
	貸付限度額	（一般災害）被害農林漁業者　（個人）3,500,000円 （法人）20,000,000円 政令で定める資金　（個人）5,000,000円 （法人）25,000,000円 （激甚災害）被害農林漁業者　（個人）4,000,000円 （法人）20,000,000円 政令で定める資金　（個人）6,000,000円 （法人）25,000,000円 漁具購入　50,000,000円 被害組合　25,000,000円 （連合会 50,000,000円）
	償還期限	６年以内（激甚災害法適用の場合７年以内）
	貸付利率	法発動の都度設定
農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））	資金使途	農業者が台風や地震等の不慮の災害により被災した場合に、農業施設等の復旧に必要な資金を株式会社日本政策金融公庫が融資する。
	貸付の対象	①　被災した農舎、畜舎、農産物乾燥施設、堆肥舎、農作物育成管理用施設、サイロ、家畜用水施設、牧柵、排水施設、かん水施設、農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設、農機具保管修理施設、病害虫等防除施設、ふ卵育すう施設、家畜管理所、畜産環境保全林、畜産物搬出入道路、地域資源整備活用施設、農業生産環境施設、未利用資源活用施設、農機具及び運搬用器具の復旧 ②　果樹の改植又は補植費用
	貸付限度額	ア　貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額 イ　１施設当たり3,000,000円（特認6,000,000円）
	償還期限	①15年（うち据置３年）以内 ②25年（うち据置10年）以内
	貸付利率	年0.10%（H28.　4．20現在）
農林漁業施設資金（主務大臣指定施設） 水産業施設資金（災害復旧）	貸付の対象	被災した漁船の復旧 被災した漁具、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設の改良・造成・取得
	貸付限度	１　貸付対象事業費×0.8 ２　漁船1,000万円その他施設300万円 １及び２のいずれか低い額
	貸付期間	15年以内（うち据置３年以内）
	貸付利率	年0.16%（H29.　4．19現在）

取扱機関等	関係法令等	備　　考
金融機関	天災融資法	
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
造林資金	貸付の対象	復旧造林事業を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合
	貸付限度	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
	貸付期間	30年以内（20年以内の据置期間含む）
	貸付利率	0.16～1.45%（H29. 4. 19現在）
樹苗養成施設資金	貸付の対象	樹苗養成施設の被害復旧を行う樹苗養成の事業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合
	貸付限度	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
	貸付期間	15年以内（5年以内の据置期間含む）
	貸付利率	0.16～0.25%（H29. 4. 19現在）
林道資金	貸付の対象	自動車道、軽車道及びこれらの付帯施設（林産物の搬出のための集材機、トラクター等及び土場を含む）又は林業集落排水施設及び用水施設の災害復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合、これらの者が構成員又は資本金の過半を占める法人・団体等
	貸付限度	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額（林業集落排水施設は借入者の負担額）
	貸付期間	20年以内（3年以内の据置期間含む）
	貸付利率	0.16～0.30%（H29. 4. 19現在）
農林漁業施設資金（主務大臣指定施設） 林産業施設資金（災害復旧）	貸付の対象	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う育林業、素材生産業、薪炭生産業、樹苗養成事業及び特用林産物生産事業を営む者等
	貸付限度	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額又は1施設当たり300万円（特認600万円）のいずれか低い額
	貸付期間	15年以内（3年以内の据置期間含む）
	貸付利率	0.16%（H29. 4. 19現在）
共同利用施設資金	貸付の対象	農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の災害復旧を行う農業協同組合、同連合会、森林組合、同連合会、中小企業等協同組合、水産業協同組合等
	貸付限度	貸付を受ける者の負担する額の80%相当
	貸付期間	20年以内（3年以内の据置期間含む）
	貸付利率	0.16～0.30%（H29. 4. 19現在）

取扱機関等	関係法令等	備考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
備荒資金直接融資資金	貸付の対象	備荒資金組合市町村が災害復旧応急事業を行う場合。
	貸付限度	各組合市町村の蓄積金現在額の1.5倍以内、但し、２千万円未満は２千万円まで災害救助法適用市町村は４千万円まで
	貸付期間	６ヶ月
	貸付利率	年利率３％

取扱機関等	関係法令等	備考
北洋銀行 北海道銀行 三菱東京UFJ銀行 全国信用金庫組合札幌支店	事業資金等の銀行融資斡旋条例	組合市町村の災害復旧事業等に充てるため市町村に対する融資斡旋額は、当該市町村の納付現在額の２倍（その額が２千万円に満たないときは２千万円）以内とする。但し、特別の事情があるときは、組合長が適当と認める額まで増額し斡旋することができるものとする。

融資の名称	内容・資格・条件等
中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付【災害復旧】」	・目的 災害により経営に支障を生じている中小企業者等に対し、市中金融機関を通じ、事業の早期復旧と経営の維持・安定に必要な事業資金の円滑化を図る。 ・融資条件

融資対象	1　災害の影響により中小企業信用保険法第２条第４項の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 2　地震、大火、風水害等により主要な事業用資産に被害を受けたもの又は冷害等により売上げの減少等の間接被害を受けている中小企業者等であって、道が認めた地域内に事業所を有するもの	
資金使途	設備資金	運転資金
融資金額	8,000万円	5,000万円
融資期間	10年以内（据置２年以内）	
融資利率	〔固定金利〕 ５年以内　年1.1% 10年以内　年1.3%	〔変動金利〕 年1.1% （融資期間が３年超の場合選択可）
担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによる	
信用保証	すべて北海道信用保証協会の保証付き	

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、道内信用金庫、道内信用組合	中小企業総合振興資金融資要領	

<table>
<tr><th>融資の名称</th><th>内容・資格・条件等</th></tr>
<tr><td>勤労者福祉資金</td><td>
<table>
<tr><th>区分</th><th>中小企業に働く方</th><th>非正規労働者の方</th><th>季節労働者の方</th><th>離職者の方</th></tr>
<tr><td>融資対象者</td><td>中小企業に勤務する方（育児・介護休業中の方も含む。）
前年の総所得が600万円以下の方</td><td>非正規労働者の方（育児・介護休暇中の方も含む。）
前年の総所得が600万円以下の方</td><td>２年間で通算12ヶ月以上勤務している季節労働者の方
前年の総所得が600万円以下の方</td><td>企業倒産等事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方
①雇用保険受給資格者
②賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方</td></tr>
<tr><td>融資金額</td><td colspan="4">中小企業に働く方・非正規労働者の方・季節労働者の方　120万円以内
離職者の方　100万円以内</td></tr>
<tr><td>融資期間</td><td colspan="2">８年以内
（育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可）</td><td>８年以内</td><td>５年以内
（６ヶ月以内元金据置可、据置期間分延長可）</td></tr>
<tr><td>融資利率</td><td colspan="2">年1.60%</td><td colspan="2">年0.60%</td></tr>
<tr><td>担保・償還方法</td><td colspan="4">元利均等月賦償還及び半年賦併用可</td></tr>
<tr><td>信用保証</td><td>取扱金融機関の定めによる</td><td colspan="3">北海道勤労者信用基金協会の保証が必要。</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、道内信用金庫、道内信用組合	勤労者福祉資金融資要綱	

「被災者生活再建支援法」に基づく支援

<table>
<tr><th></th><th>内容・資格・条件等</th></tr>
<tr><td>目的</td><td>自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。</td></tr>
<tr><td>法適用の要件</td><td>（1）対象となる自然災害
① 災害救助法施行令第１条第１項第１号又は２号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害
③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害
④ ①又は②の市町村を含む都道府県で５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
⑤ ①～③の区域に隣接し、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が２以上ある場合に、
５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
２世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口５万人未満に限る）
における自然災害
※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり
（合併した年と続く５年間の特例措置）
（2）支給対象世帯
上記の自然災害により
① 住宅が全壊した世帯
② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</td></tr>
<tr><td>支援金の支給額</td><td>支給額は、以下の２つの支援金の合計額となる
（※ 世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）
① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
<table>
<tr><th>住宅の
被害程度</th><th>全壊
（支給対象世帯①に該当）</th><th>解体
（支給対象世帯②に該当）</th><th>長期避難
（支給対象世帯③に該当）</th><th>大規模半壊
（支給対象世帯④に該当）</th></tr>
<tr><td>支給額</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr>
</table>
② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）
<table>
<tr><th>住宅の
再建方法</th><th>建設・購入</th><th>補修</th><th>賃借
（公営住宅以外）</th></tr>
<tr><td>支給額</td><td>200万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr>
</table>
※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円</td></tr>
</table>

申請窓口	関係法令等	備考
市町村	被災者生活再建支援法	（1）申請時の添付書面 ① 基礎支援金：罹災証明書、住民票等 ② 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等 （2）申請期間 ① 基礎支援金：災害発生日から13月以内 ② 加算支援金：災害発生日から37月以内

資料７７　千歳・恵庭地域林野火災予消防対策要領（第６章第６節２関係）

（目　　的）

第１　本要領は、千歳・恵庭地域防災計画の一環として林野火災の予消防対策を定め、全関係者が一体となって予消防活動に努め、林野火災の絶滅を期することを目的とする。

（実施機関）

第２　千歳市、千歳市消防本部、恵庭市、恵庭市消防本部、石狩森林管理署、千歳市森林組合

（協力機関）

第３　北海道石狩振興局、札幌市、苫小牧市、由仁町、長沼町、白老町、安平町、伊達市、北広島市、千歳警察署、陸上自衛隊、航空自衛隊、札幌開発建設部、支笏洞爺国立公園管理事務所、国立研究開発法人水産研究・教育機構、さけます内水面水産試験場、新千歳航空測候所、北海道旅客鉄道、札幌建設管理部、石狩東部広域水道企業団、各小中学校、各高等学校、各森林愛護組合、各農業協同組合、恵庭土地改良区、王子製紙、各報道機関、千歳観光連盟、恵庭観光協会、国有林野火災警防協力会、国有林野内各事業体、各猟友会支部、各山岳会、各バス事業体、千歳地区ハイヤー事業（協）

（強調期間）

第４　実施期間　　４月　１日（火）～６月３０日（月）

　　強調期間　　４月１０日（木）～５月２０日（火）

（予防対策）

第５　林野火災予消防対策は、発生原因の究明等多面的な予消防活動を通じてこれらの対策に万全を期するものとする。

１　気象情報対策

林野火災の大部分は、ちょっとした不注意が気象的悪条件と相まって誘発並びに拡大している実態であるので、関係機関は気象情報を的確に把握し、予防の万全を期するものとする。

２　警防思想の普及

林野火災に対する関心をより一層向上させるために、積極的にＰＲし、警防思想の普及を図る。

（１）ポスター、チラシの配布

（２）広報車の運行

（３）広報誌による啓発

（４）看板、ステッカー、旗等による啓発

（５）けんすい幕等の掲示

（６）新聞その他の機関広報誌による啓発

（７）児童、生徒の協力（標語、ポスターの募集）

３　発生原因別対策

林野火災発生原因のほとんどが人為的によるもので、特に火入れによる失火、入林者のタバコの吸殻、たき火等の不始末によるものが多いので、次に重点をおき対策をたてる。

（１）火入れ対策

ア　火入れは、市長の許可を受け、消防署の指示により行うものとする。

イ　林野火災危険期間中の火入れは、極力避けるようにし、できうる限り夏季または秋季に実施する。

やむなく実施する場合は、森林組合等の指導を受けることとする。

ウ　共同火入れの計画樹立と火入れ許可の付帯条件の完全励行を図る。

エ　火入責任者の完全配置を励行する。

オ　火入実施中、気象条件の急変または消防署の指示のあった場合は、一切の火入れを中止する。

カ　火入跡地の完全消化を図り、必ず責任者の確認を受け、跡地は気象状況に応じ１日～７日位巡視する。

キ　火入許可を受けた後、気象条件等の変化で実施できなくなった場合は、必ず再許可を受けてから実施すること。

ク　無許可火入防止を強力に推進するため、火入許可制度の周知徹底を図る。

※注１　森林法第21条により、火入地の１㎞以内に国有林が所在する場合、管理の森林管理署長の承認が必要です。

注２　火入許可期間中に火入れが終了しない場合は、再申請が必要です。

（２）入林者対策

入林者は、森林所有者または管理者の承認を得てから入林するよう周知につとめ、承認の際、林野火災予防について協力を依頼する。

ア　一般入林者対策

山菜採り、ハイキングなどレクリエーションの入林は、山火事の発生が特に危険と判断されるとき及びその特別な事由のある林地を除き、入林を承認し、市民が自然に親しむことができるよう、各森林所有者に協力を依頼する。

イ　事業入林者対策

造材、造林、各種工事及び測量等のための林内で事業を行う業者に、次の事項を要請する。

（ア）火気取締責任者を定め、作業地及び宿舎の火災予防点検を行わせ従業員に林野火災予防について指導を行うこととする。

（イ）機械類から出火することのないよう整備を完全に行うこととする。

（ウ）消火器具を備えることとする。

（エ）林野火災が発生した場合は、消火に協力することとする。

（消防対策）

第６　林野火災消防の目的は、最も早くかつ容易に消火することであり、また延焼物の除去により､火災の拡大防止につとめることである。

従って、消防体制の強化を図り、出火の際はあらゆる手段を講じ、消火につとめる。

１　消火活動

林野火災発生においては、市消防のもとに関係機関は、積極的に協力して早期消火につとめる。

２　北海道の出動要請

林野火災発生に際し、地元消防組織及び住民で消火困難となったときは、市長は、林野火災予消防対策本部を設置し、石狩振興局長へ応援要請を行う。

3　自衛隊の出動要請

北海道で対応困難または初期段階から大規模で市町村及び北海道で対応困難と見込まれる場合は、自衛隊へ災害派遣を要請する。

4　空中消火

急傾斜地、奥地林及び大規模火災等のため地上から消火が困難と判断される場合は、自衛隊、森林管理局の協力を求めヘリコプターによる空中消火を行う。

5　残火処理の徹底

林野火災跡地の残火処理は、特に厳重に行い、再び出火することのないよう監視体制をとる。

6　出火原因の究明

林野火災の予消防対策は、原因を究明し、はじめて樹立されるものであるから関係機関の協力を得てただちにその原因を徹底的に調査するものとする。

（業務担当者）

第７　関係機関相互の連絡と情報交換、計画の実施指導及び林野火災予消防の円滑なる推進を図るため業務担当者を次のとおりとする。

関係機関	担当者	代理者	連絡先電話番号
千歳市	農村整備課長	耕地林務係長	0123-24-0642（直通） 0123-24-3131 内 874 FAX 0123-22-8851
恵庭市	農政課長	農政管理担当主査	0123-33-3131 内 3311 FAX 0123-33-3137
石狩森林管理署	業務グループ 統括森林整備官	業務グループ 主任森林整備官 （経営・土木）	011-622-5111 FAX 011-622-5113 IP050-3160-5710 休日・夜間 090-3111-1093

資料７８　地域別建築物被害予測（地震編第２章第２節２関係）

（全国どこでも起こりうる直下の地震(直下地震)）

町名	全壊棟数			半壊棟数		
	総数	木造	非木造	総数	木造	非木造
漁太	2	－	－	9	－	－
林田	1	－	－	4	－	－
春日	2	－	－	12	－	－
中央	4	－	－	15	－	－
上山口	4	－	－	20	－	－
戸磯	5	－	－	20	－	－
恵南	1	－	－	8	－	－
和光町	5	－	－	31	－	－
駒場町	5	－	－	31	－	－
黄金南	4	－	－	33	－	－
相生町	4	－	－	23	－	－
緑町	2	－	－	10	－	－
住吉町	6	－	－	21	－	－
黄金中央	0	－	－	10	－	－
黄金北	6	－	－	25	－	－
白樺町	1	－	－	10	－	－
末広町	3	－	－	12	－	－
栄恵町	2	－	－	9	－	－
泉町	2	－	－	9	－	－
桜町	2	－	－	16	－	－
京町	0	－	－	3	－	－
漁町	3	－	－	21	－	－
福住町	9	－	－	39	－	－
新町	0	－	－	2	－	－
本町	2	－	－	11	－	－
大町	4	－	－	18	－	－
文京町	2	－	－	16	－	－
牧場	1	－	－	7	－	－
盤尻	0	－	－	0	－	－
桜森	0	－	－	0	－	－
幸町	0	－	－	9	－	－
柏木町	5	－	－	32	－	－
島松沢	0	－	－	0	－	－
美咲野	0	－	－	9	－	－
有明町	9	－	－	54	－	－
中島町	3	－	－	26	－	－
恵央町	2	－	－	9	－	－
柏陽町	7	－	－	36	－	－
北柏木町	5	－	－	16	－	－
恵み野東	1	－	－	22	－	－
恵み野西	7	－	－	24	－	－
恵み野南	6	－	－	31	－	－
恵み野北	0	－	－	20	－	－
恵み野里美	0	－	－	1		
島松寿町	9	－	－	50	－	－
島松仲町	8	－	－	33	－	－
島松東町	11	－	－	38	－	－
島松本町	12	－	－	59	－	－
島松旭町	4	－	－	21	－	－
西島松	3	－	－	14	－	－
南島松	5	－	－	18	－	－
中島松	2	－	－	10	－	－
下島松	5	－	－	24	－	－
穂栄	2	－	－	7	－	－
北島	2	－	－	5	－	－
合計	190	120	70	1,013	742	271

資料７９　北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱（地震編第５章第２４節１関係）

第１　趣　旨

この要綱は、地震により被害を受けた建築物による人的被害を防止するため、被災建築物の危険度の判定を行う北海道震災建築物応急危険度判定士（以下「応急危険度判定士」という。）の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

第２　定　義

１　この要綱において「応急危険度判定」とは、地震により被害を受けた建築物が余震等に対し引き続き安全に使用できるかを判定することをいう。

２　この要綱において「応急危険度判定士」とは、知事の認定を受け、応急危険度判定を行う者をいう。

第３　応急危険度判定士の任務

１　応急危険度判定士は、地方公共団体の依頼により応急危険度判定を行うものとする。

２　応急危険度判定士は、判定作業中、常時認定証を携帯するものとする。

第４　認定等

１　応急危険度判定士は、道内に在住し、次の各号のいずれかに該当する者で、第５の講習を修了した者の中から知事が認定するものとする。

（１）別表に定める事項のいずれかに該当する者

（２）前号に規定する者のほか、知事が認めた者

２　第１項の規定により認定を受けようとする者は、応急危険度判定士認定申請書により知事に申請しなければならない。

第４の２　他都府県の認定者等

他の都府県等で応急危険度判定士と同等の認定を受けていた者は、第５の講習会を終了した者とみなして第４の規定を適用することができる。この場合において、その認定を受けていたことを証する書類の写しを添付し、応急危険度判定士認定申請書により知事に申請するものとする。

第５　認定講習

１　応急危険度判定士の認定を申請しようとする者は、知事が行う北海道震災建築物応急危険度判定士認定講習（以下「講習」という。）を受けなければならない。

２　講習は、次の各号に掲げる内容につき、必要な講習を行うものとする。

（１）総論

（２）応急危険度判定制度

（３）応急危険度判定技術

ア　共通の事項

イ　建築構造ごとの判定技術

３　講習には、建築関係団体等が主催する講習等で、第２項に定める内容を行うものとして知事があらかじめ認定したものを含むものとする。

第６　認定証の交付

１　知事は、申請者が応急危険度判定士として適格と認めたときは、応急危険度判定士台帳（以下「台帳」という。）に登録し、応急危険度判定士認定証（以下「認定証」という。）を交付するものとする。

２　知事は、申請者が応急危険度判定士として適格でないと認めたときは、認定しないことができ

る。

この場合において知事は、申請者に認定しない旨を通知しなければならない。

3　知事は応急危険度判定の実施及び支援が円滑にできるよう、市町村又は北海道震災建築物応急危険度判定連絡協議会若しくは北海道震災建築物応急危険度判定地区協議会の会員建築関係団体に対し台帳登録者の情報について提供することができる。

第７　認定の更新と再認定

1　認定の有効期間は、認定日から講習を受講した日の５年後の年度の末日までとする。ただし、第２項による更新を受ける場合の有効期間については、当該更新に係る更新前の認定の期間満了日から５年後の年度の末日までとする。

2　認定期間の更新を受けようとする者は、有効期間満了までに応急危険度判定士認定更新申請書により知事に申請しなければならない。この場合において、第５による講習を有効期間満了年度の前年度から申請する日までに受けなければならない。

3　知事は、前項の規定による申請があったときは、台帳に更新した旨を記載し、すでに交付した認定証の第二面に有効期間の満了日を記載するものとする。

4　第２項の更新を受けなかった者で希望する者は、応急危険度判定士再認定申請書により知事に再認定を申請することができる。この場合において、第５による講習を、申請する年度の前年度から申請する日までに受けなければならない。

5　知事は、前項の規定による申請があったときは、台帳に再認定した旨を記載し、すでに交付した認定証の第二面に有効期間を記載するものとする。

第８　認定事項等の変更

1　応急危険度判定士は、第６第１項の規定により交付した認定証の事項に変更が生じた場合は、その変更を生じた日から３０日以内に認定証を添え、その旨を知事に届け出なければならない。

2　知事は、前項の届出があったときは、台帳を修正し、かつ、認定証を書き換えて、申請者に交付するものとする。ただし、氏名以外の事項の変更については、認定証の第二面に変更事項を記載して申請者に交付するものとする。

3　応急危険度判定士は、第１項に掲げる事項以外で次の各号に該当する事項に変更があったときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

（１）住　　所（電話番号）

（２）勤　務　先

（３）緊急連絡先

4　知事は、前項の届出があったときは、台帳を修正するものとする。

第９　認定証の再交付

1　応急危険度判定士は、認定証を紛失又は汚損したときは、遅滞なく応急危険度判定士認定証再交付申請書にその事由を記載し、知事に申請しなければならない。

2　第７第４項の規定による申請をした者で、すでに交付した認定証がない場合は、応急危険度判定証再交付申請書により、知事に申請しなければならない。

3　知事は、前２項の規定による申請があったときは、台帳にその旨を記載し、申請者に認定証を再交付するものとする。

4　応急危険度判定士は、認定証の再交付を受けた後、紛失した認定証を発見したときは、速やかに当該認定証を知事に返納しなければならない。

第１０　認定の辞退

1　応急危険度判定士は、認定を辞退しようとするときは、認定証を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

2　知事は、前項の規定による届出があったときは、台帳から抹消し、認定の取消しを通知するものとする。

第１１　認定の取消し

1　知事は、応急危険度判定士が次の各号に該当した場合においては、認定の取消しを行うことができる。

（1）別表に定める事項に該当しなくなった者

（2）前号に規定するもののほか、知事が認定の取消しを必要と認めた者

2　知事は、前項の規定により認定の取消しを行った場合は、台帳から抹消し、応急危険度判定士から認定証を返納させるものとする。

第１２　その他

この要綱に定めるもののほか、応急危険度判定士の認定に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成７年９月５日から実施する。

附　則

この要綱は、平成１２年１月１２日から実施する。

附　則

この要綱は、平成１３年１月２９日から実施する。

附　則

この要綱は、平成２２年８月１０日から実施する。

附　則

この要綱は、平成２３年８月１５日から実施する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月２日から実施する。

附　則

この要綱は、平成２７年１月１日から実施する。

附　則

この要綱は、平成２９年１２月１５日から実施する。

附　則

この要綱は、平成３０年６月１８日から実施する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から実施する

別表

区分		実務経験年数
(1)	建築士法(昭和 25 年法律第 202 号) 第 2 条 1 項の建築士	問わない
(2)	建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号) 第 77 条の 58 の登録を受けた者	問わない
(3)	建築基準法施行規則第 6 条の 19 の特定建築物調査員資格証の交付を受けた者	問わない
(4)	建設業法第 27 条第 3 項の規定により建築施工管理に係る技術検定の合格証明書の交付を受けた者	問わない
(5)	実務経験者 ⅰ官公庁の建築技術職員若しくは職にあった者で、建築行政等の実務経験者 ⅱ地方独立行政法人の建築に係る研究職員若しくは職にあった者で、震災建築物調査等の実務経験者	5 年以上

資料８０　樽前山火山防災協議会規約等（火山編第１章第３節３関係）

樽前山火山防災協議会規約

（目的）

第1条　「樽前山火山防災協議会」（以下「協議会」という。）は、活動火山対策特別措置法（昭和4８年法律第6１号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、「樽前山」について想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うため、北海道及び苫小牧市、千歳市、白老町（以下、災害警戒地域市町とする）並びに恵庭市、安平町、厚真町、むかわ町が共同で設置する。

（所掌事務）

第2条　協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

（１）　噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画等の一連の警戒避難体制の整備に関する事項

（２）　北海道防災会議が法第5条第2項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項

（３）　災害警戒地域市町の防災会議が法第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項

（４）前3号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第3条　協議会委員は、別表1に掲げる者で構成する。ただし、学識経験者については、協議会の設置者が協議の上、指定する。

２　協議会には会長を置く。

３　会長は苫小牧市長をもって充てる。

４　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

５　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

６　会長が樽前山の噴火災害の発生によりその職務に当たることができない場合は、北海道が代理する。

（会議）

第4条　協議会の会議（以下、「会議」という。）は会長が招集する。

２　会長は、会議の議長となる。

３　協議会の各構成員は、会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができる。

４　会議は、過半数の出席をもって成立する。

５　会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。

（会長の専決処分）

第5条　会長は、会議を招集する暇がないとき、その他やむを得ない事由により会議を招集することができないときは、協議会が処理すべき事務のうち、早急に決定を要する事項について専決することができる。

２　会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、速やかに各構成員に報告しなければならない。

（コアグループ会議）

第6条　協議会には、協議会の所掌事務を円滑かつ効率的に行うためコアグループ会議を置くものとする。

２　コアグループ会議は、別表2に掲げる者（以下「メンバー」という。）で構成する。
ただし、必要に応じて構成委員以外の者を出席させることができる。

３　コアグループ会議には、座長を置く。

４　座長は、会長が指名する者とし、コアグループ会議の会務を総理する。

５　座長は、必要に応じコアグループ会議を招集することができる。

６　メンバーは、会議に代理の者を出席させることができる。

（経費の負担）

第7条　協議会の経費の負担については、協議会の設置者が協議の上、別に定める。

（会計年度）

第8条　協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

（事務局）

第9条　協議会の事務は、苫小牧市において行う。

２　第3条第6項の規定により北海道が会長の職務を代理する場合は、北海道において協議会の事務を行う。

（雑則）

第10条　この規約に定めのない事項は、必要に応じ会長が協議会に諮って定める。

附則

この規約は、平成28年3月29日から施行する。

資料編（資料）

別表1（第3条関係）

	機関名	職名	備考
1	北海道総合通信局	防災対策推進室長	
2	石狩森林管理署	署長	
3	胆振東部森林管理署	署長	
4	北海道開発局札幌開発建設部	部長	
5	北海道開発局室蘭開発建設部	部長	
6	東京航空局新千歳空港事務所	所長	
7	札幌管区気象台	台長	
8	室蘭地方気象台	台長	
9	苫小牧海上保安署	署長	
10	北海道地方環境事務所支笏湖自然保護官事務所	自然保護官	
11	陸上自衛隊第７師団	師団長	
12	航空自衛隊千歳基地	基地司令	
13	北海道	知事	
14	石狩振興局	局長	
15	胆振総合振興局	局長	
16	北海道警察本部	本部長	
17	苫小牧警察署	署長	
18	千歳警察署	署長	
19	苫小牧市	市長	
20	千歳市	市長	
21	恵庭市	市長	
22	白老町	町長	
23	安平町	町長	
24	厚真町	町長	
25	むかわ町	町長	
26	苫小牧市消防本部	消防長	
27	千歳市消防本部	消防長	
28	恵庭市消防本部	消防長	
29	白老町消防本部	消防長	
30	胆振東部消防組合消防本部	消防長	
31	国土地理院北海道地方測量部	次長	
32	（一社）苫小牧観光協会		
33	（一社）白老観光協会		
34	支笏湖温泉旅館組合	組合長	

35	学識経験者		
36	東日本高速道路㈱北海道支社苫小牧管理事務所	所長	
37	北海道旅客鉄道㈱日高線運輸営業所	所長	
38	北海道旅客鉄道㈱豚室蘭保線所	所長	
39	東日本電信電話㈱北海道事業部苫小牧支店	支店長	
40	北海道電力㈱苫小牧支店	支店長	
41	㈱NTT ドコモ北海道支社苫小牧ちとせ支店	支店長	
42	苫小牧港管理組合	専任副管理者	

別表2（第6条関係）

機関	職名	備考
北海道開発局札幌開発建設部	河川計画課長	
	防災対策専門官	
北海道開発局室蘭開発建設部	治水課長	
	防災対策官	
札幌管区気象台	火山防災情報調整官	
室蘭地方気象台	防災管理官	
石狩振興局地域政策課	主幹	
胆振総合振興局地域政策課	主幹	
苫小牧市	主幹	座長
千歳市	課長	
恵庭市	課長	
白老町	室長	
安平町	課長	
厚真町	課長	
むかわ町	課長	

資料８１　樽前山噴火予想地図（火山編第２章第２節関係）

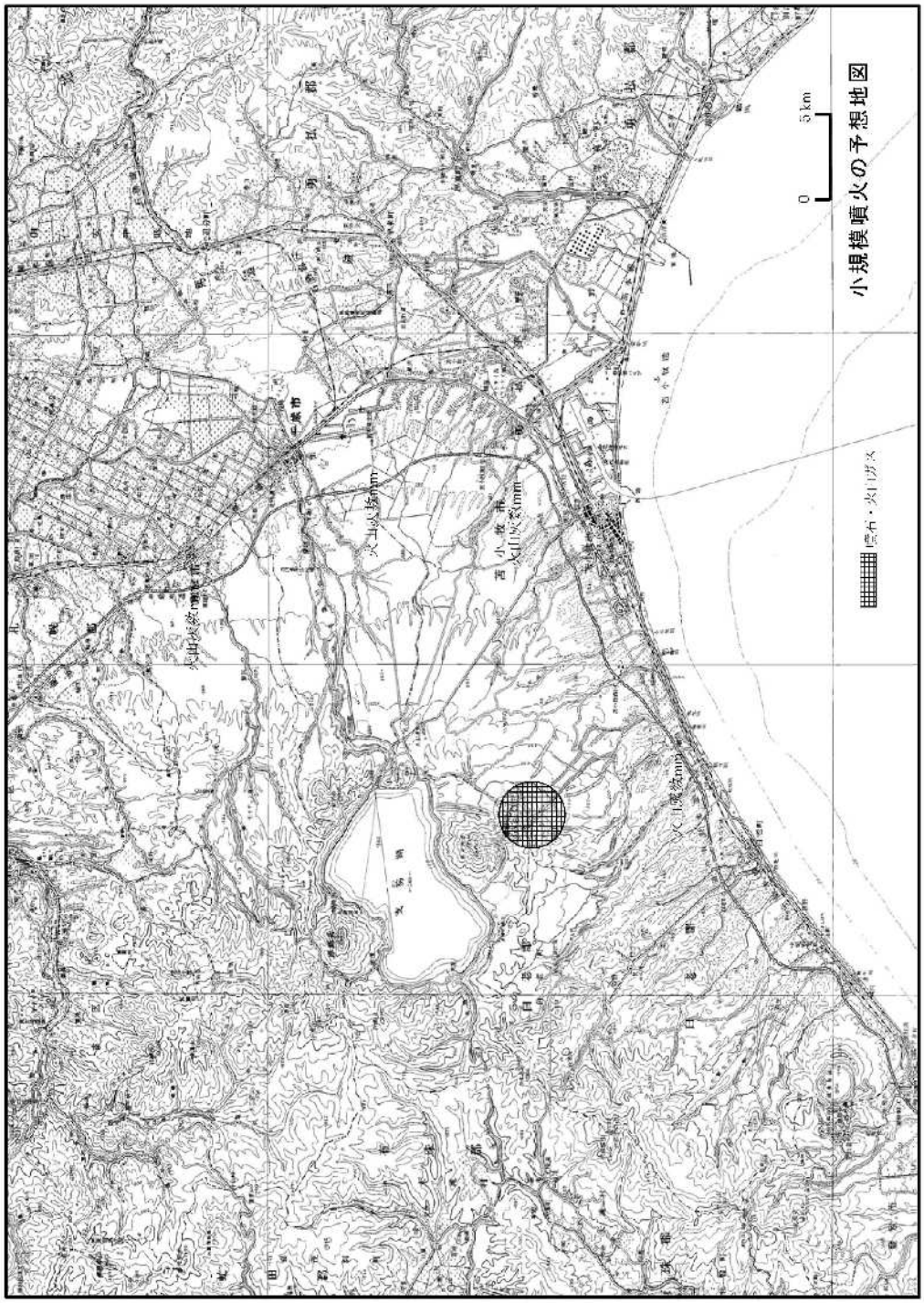

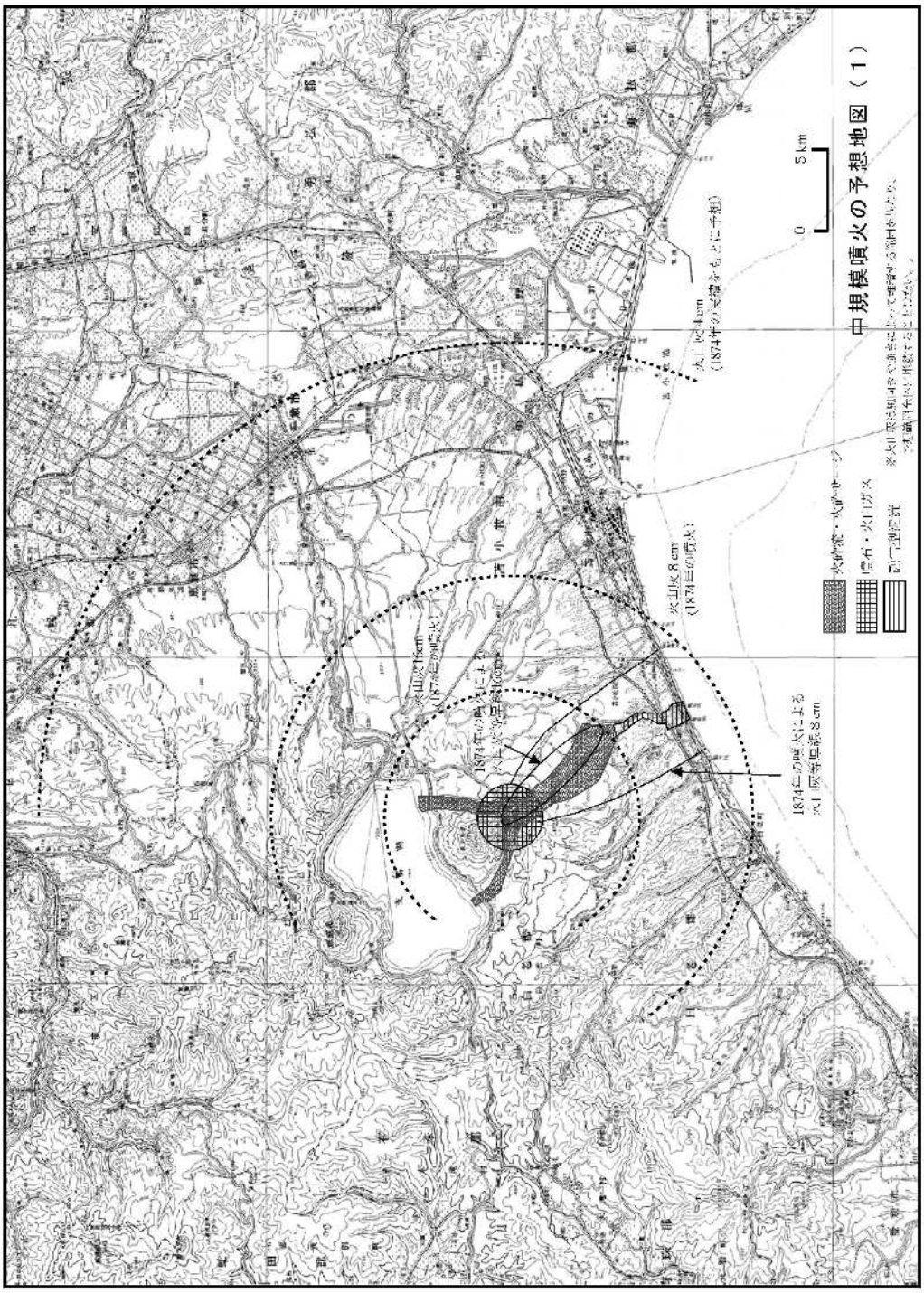
中規模噴火の予想地図（1）
0
5km
火砕流・火砕サージ
降灰・火山ガス
泥流・土石流
1874年の噴火による火山灰等降灰8cm
火山灰8cm
(1874年の噴火)
火山灰4cm
(1874年の噴火をもとに予想)
火山灰15cm
(1874年の噴火)
1874年の噴火による火山灰等降灰15cm
小樽市
倶知安町

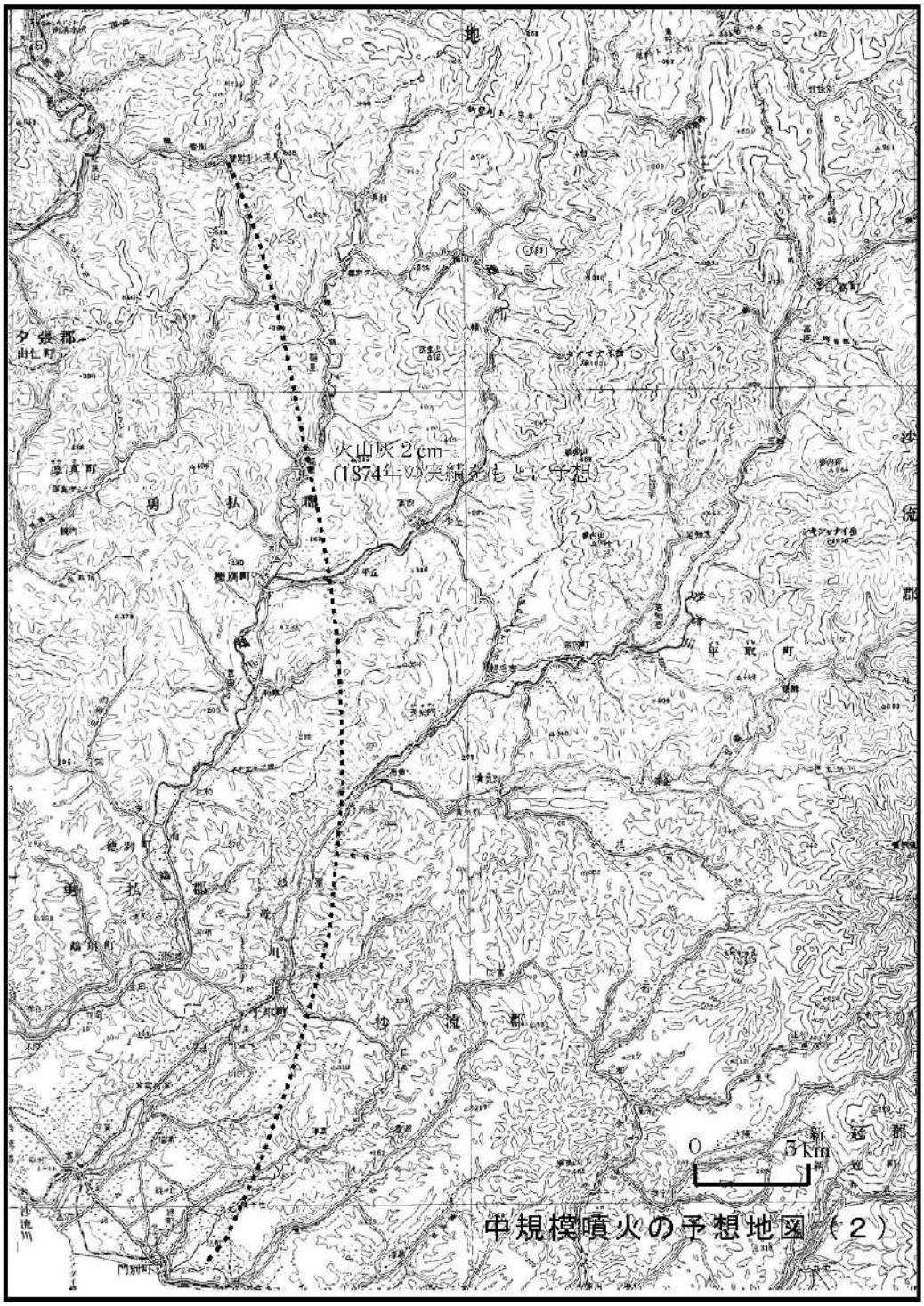
火山灰２cm
(1874年の実績をもとに予想)
0
5km
中規模噴火の予想地図（２）

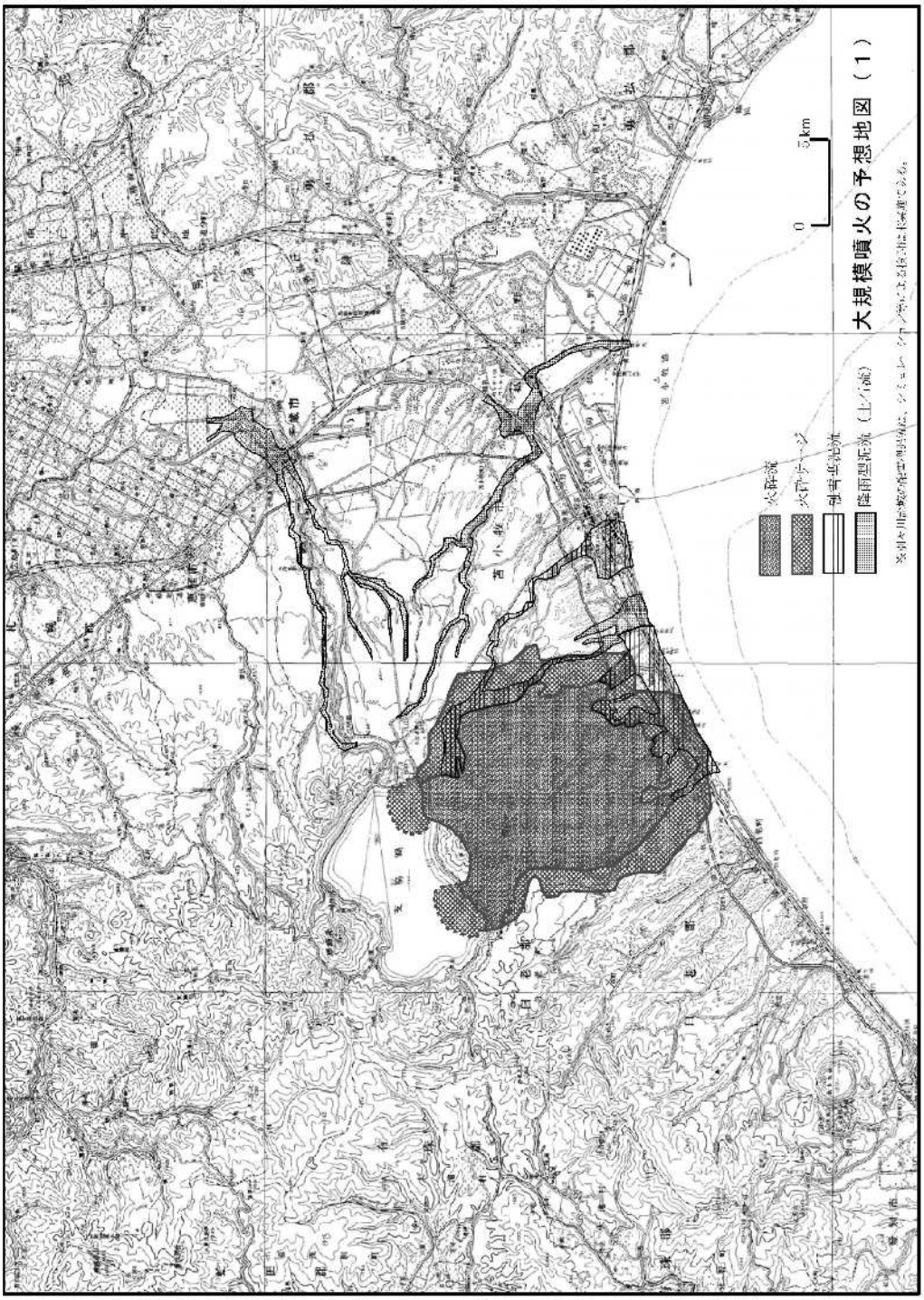
大規模噴火の予想地図（1）
0
5km
火砕流
火砕サージ
弾道型噴石
降雨型泥流（上ノ流）

資料８２　樽前山噴火シナリオ（火山編第２章第２節関係）

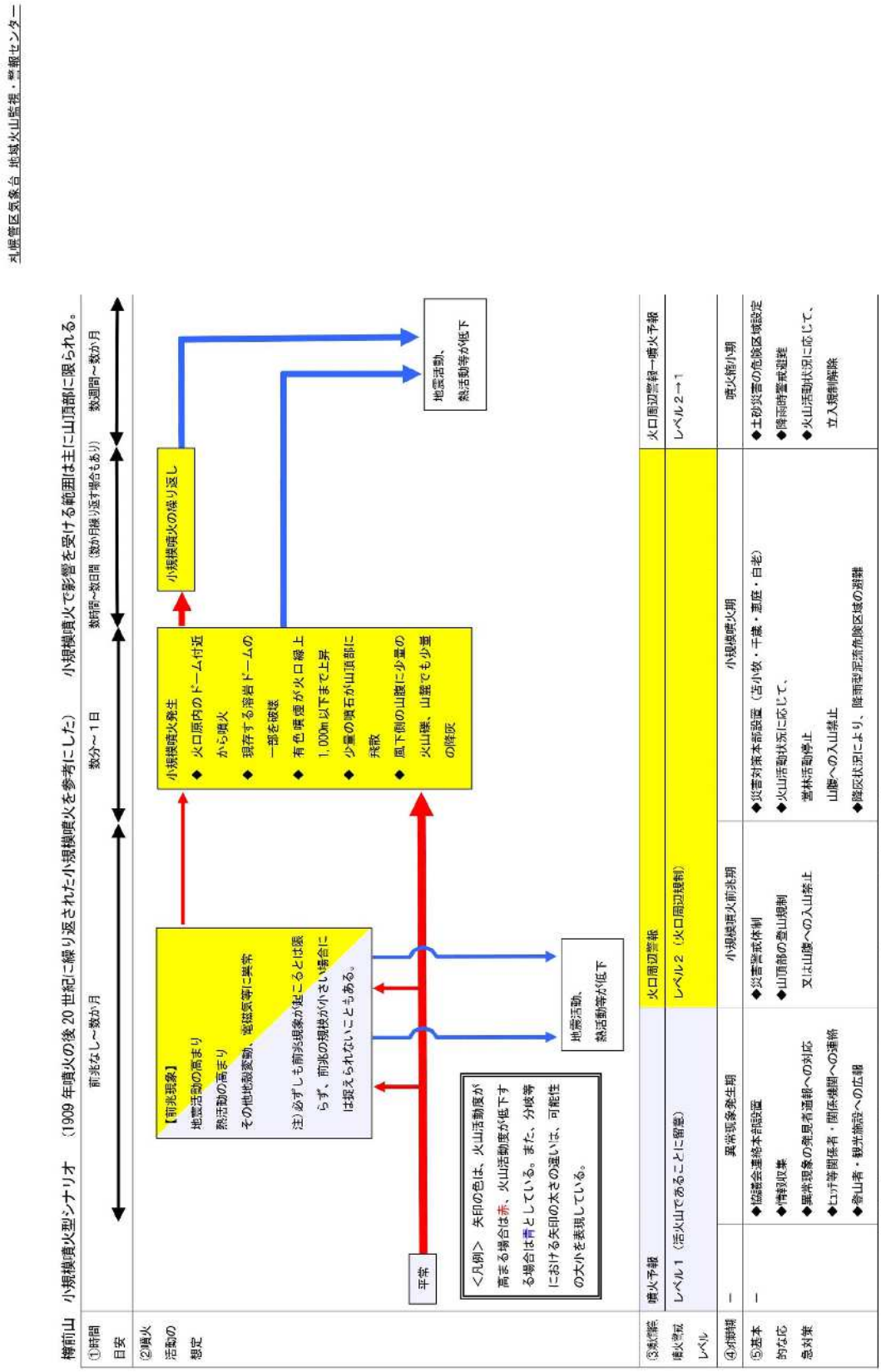

札幌管区気象台 地域火山監視・警報センター

令和3年3月改訂

樽前山　中規模噴火型・非積雪期シナリオ　（1874 年と 1909 年の中規模噴火を参考にした）

中規模噴火による災害は広く山腹で発生し、山麓でも降灰の影響を受ける。1909 年噴火から約 100 年が経過し、注意が必要である。

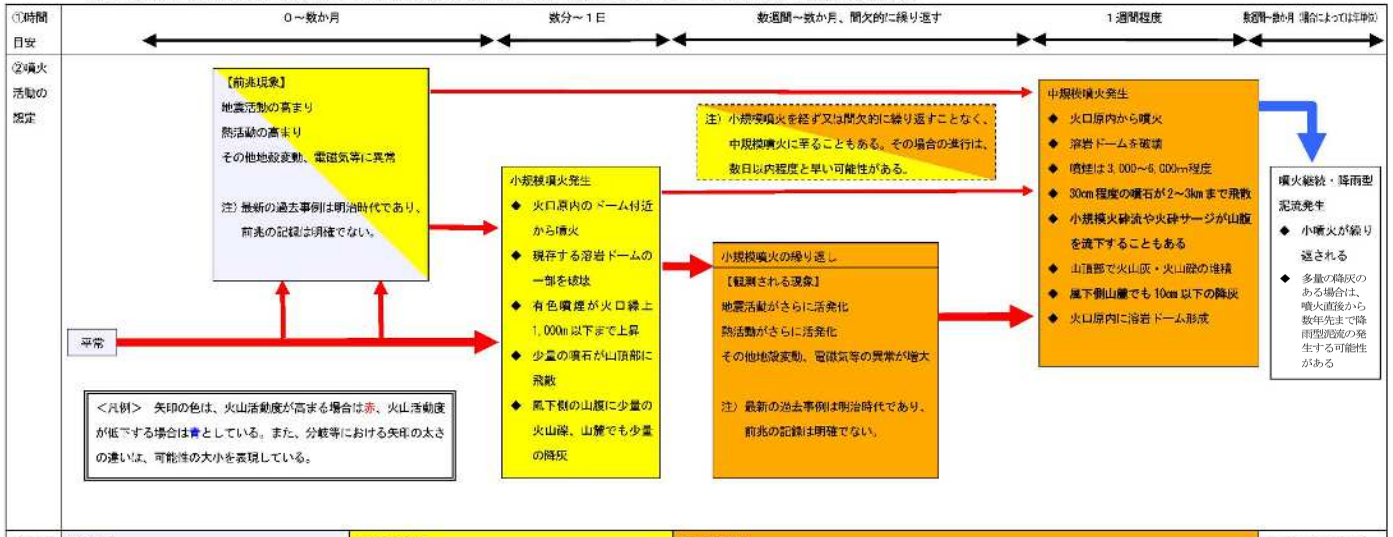

注）火山活動は一足飛びに急速に高まることもある。その場合は、その間に設定している応急対策を全て実施。

注）中規模噴火で終わらない場合は、大規模噴火型シナリオを参照。

札幌管区気象台 地域火山監視・警報センター

令和3年3月改訂

樽前山　中規模噴火型・積雪期シナリオ　（1874年と1909年の中規模噴火を参考にした）

中規模噴火による災害は広く山腹で発生し、山麓でも降灰の影響を受ける。また、積雪期には山麓に影響する融雪型泥流が発生する可能性がある。1909年噴火から約100年が経過し、注意が必要である。

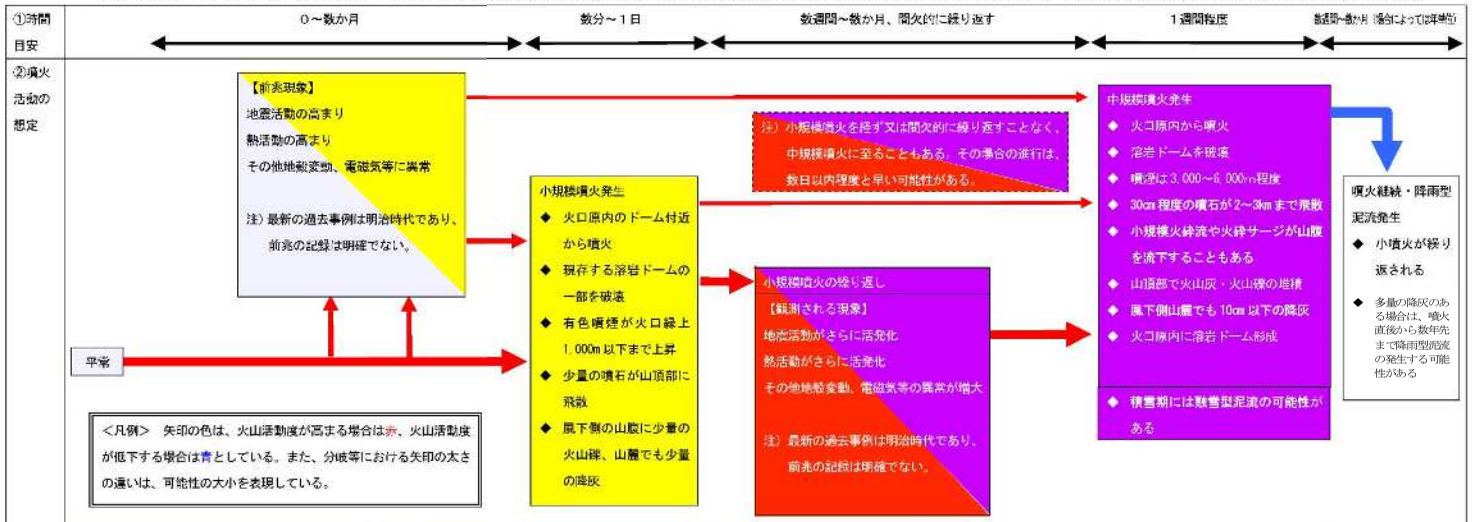

③地域防災警戒レベル	噴火予報		火口周辺警報		噴火警報	噴火警報		噴火警報・噴火予報
	レベル1（活火山であることに留意）		レベル2（火口周辺規制）		レベル4（避難準備）	レベル5（避難）		レベル5→4→3→2→1
④対策時期	―	異常現象発生期	小規模噴火前兆期	小規模噴火期	小規模噴火拡大期	中規模噴火前兆期	中規模噴火期	噴火縮小期
⑤基本的な応急対策	―	◆協議会連絡本部設置 ◆情報収集 ◆異常現象の発見者通報への対応 ◆ヒュッテ等関係者・関係機関への連絡 ◆登山者・観光施設への広報	◆災害警戒体制 ◆山頂部の登山規制又は山腹への入山禁止	◆災害対策本部設置（苫小牧・千歳・恵庭・白老） ◆火山活動状況により、営林活動停止や山腹への入山禁止 ◆降灰状況により、降雨型泥流危険区域の避難	◆中規模噴火危険区域（火砕流）避難準備【若干名】、要配慮者避難【若干名】 ◆中規模噴火危険区域（融雪型泥流）避難準備【400名】、要配慮者避難【50名強】	◆中規模噴火危険区域（火砕流）避難【若干名】 ◆中規模噴火危険区域（融雪型泥流）避難【400名】	◆土砂災害危険区域の再設定 ◆降雨時警戒避難	◆土砂災害危険区域の再設定 ◆降雨時警戒避難 ◆状況に応じ立入規制解除

注）火山活動は一足飛びに急速に高まることもある。その場合は、その間に想定している応急対策を全て実施。

注）中規模噴火で終わらない場合は、大規模噴火型シナリオを参照。

札幌管区気象台 地域火山監視・警報センター

令和3年3月改訂

樽前山　大規模噴火型・非積雪期シナリオ　（江戸時代の1667年と1739年の大規模噴火を参考にした）　大規模噴火の発生頻度は非常に低い。但し、ひとたび発生すると広範囲に甚大な災害を引き起こす。

①時間目安	0～数か月		数週間程度		数日～数週間程度		1週間～1か月（最盛期は数日程度）	数か月～数年
②噴火活動の想定	平常	【前兆現象】 地震活動の高まり 熱活動の高まり その他地殻変動、電磁気等に異常 注）最新の過去事例は江戸時代であり、どのような前兆があったかは不詳である。	小規模噴火発生～繰り返し発生 ◆ 火口原内のドーム付近から噴火 ◆ 現存する溶岩ドームの一部を破壊 ◆ 有色噴煙が火口縁上1,000m以下まで上昇 ◆ 少量の噴石が山頂部に飛散 ◆ 風下側の山腹に少量の火山礫、山麓でも少量の降灰		【観測される現象】 小規模噴火の規模が徐々に増大 地震活動がさらに活発化 熱活動がさらに活発化 その他地殻変動、電磁気等の異常が増大 注）最新の過去事例は江戸時代であり、どのような前兆があったかは不詳である。 <凡例>　矢印の色は、火山活動度が高まる場合は赤、火山活動度が低下する場合は青としている。また、分岐等における矢印の太さの違いは、可能性の大小を表現している。		大規模噴火発生 ◆ 噴煙高度10,000m以上 ◆ 大量の降下軽石、火山灰放出。風下側山麓で1m以上堆積 ◆ 噴石が山麓（火口から4km程度）まで飛散 噴火の様態が繰り返し変化する可能性がある ◆ 火砕流や火砕サージが繰り返し山麓へ流下 ◆ 長期にわたり降雨型泥流の危険が続く	噴火終息 ◆ 数年は小・中規模噴火を繰り返す可能性がある ◆ 多量の降灰のある場合は、噴火直後から数年先まで降雨型泥流の発生する可能性がある
③地域防災対策 噴火警戒レベル	噴火予報 レベル1（活火山であることに留意）		火口周辺警報 レベル2（火口周辺規制）	火口周辺警報 レベル3（入山規制）	噴火警報 レベル4（避難準備）	噴火警報 レベル5（避難）		噴火警報・火口周辺警報・予報 レベル5→4→3→2→1
④防災対策	—	異常現象発生期	小規模噴火期	小規模噴火拡大期	噴火拡大期	噴火拡大期	大規模噴火前兆期	大規模噴火期	噴火縮小期
⑤基本的な応急対策	—	◆協議会連絡本部設置 ◆情報収集 ◆異常現象の発見者通報への対応 ◆ﾋｭｯﾃ等関係者・関係機関への連絡 ◆登山者・観光施設への広報	◇災害警戒体制 ◇山頂部の登山規制又は山腹への入山禁止 ◆災害対策本部設置（苫小牧・千歳・恵庭・白老） ◆火山活動状況により、営林活動停止や山腹への入山禁止 ◆降灰状況により、降雨型泥流危険区域の避難	◆中規模噴火危険区域（火砕流） 避難準備【若干名】、要配慮者避難【若干名】	◆中規模噴火危険区域（火砕流） 避難【若干名】	◆大規模噴火危険区域（火砕流） 避難準備【27千名】、要配慮者避難【3千名】	◆大規模噴火危険区域（火砕流【27千名】、降灰100cm以上【65千名】） 避難 ◆大規模噴火危険区域（降灰50～100cm） 避難準備、要配慮者避難	◆降灰状況に応じて、さらに広域の避難準備または避難 ◆土砂災害危険区域の再設定 ◆降雨時警戒避難	◆土砂災害危険区域の再設定 ◆降雨時警戒避難 ◆火山活動状況に応じて、規制を緩和（一時立入、一時帰宅、全面解除等） ◆復興

注）火山活動は一足飛びに急速に高まることもある。その場合は、その間に想定している応急対策を全て実施。

札幌管区気象台 地域火山監視・警報センター

令和3年3月改訂

樽前山　大規模噴火型・積雪期シナリオ　（江戸時代の1667年と1739年の大規模噴火を参考にした）　大規模噴火の発生頻度は非常に低い。但し、ひとたび発生すると広範囲に甚大な災害を引き起こす。

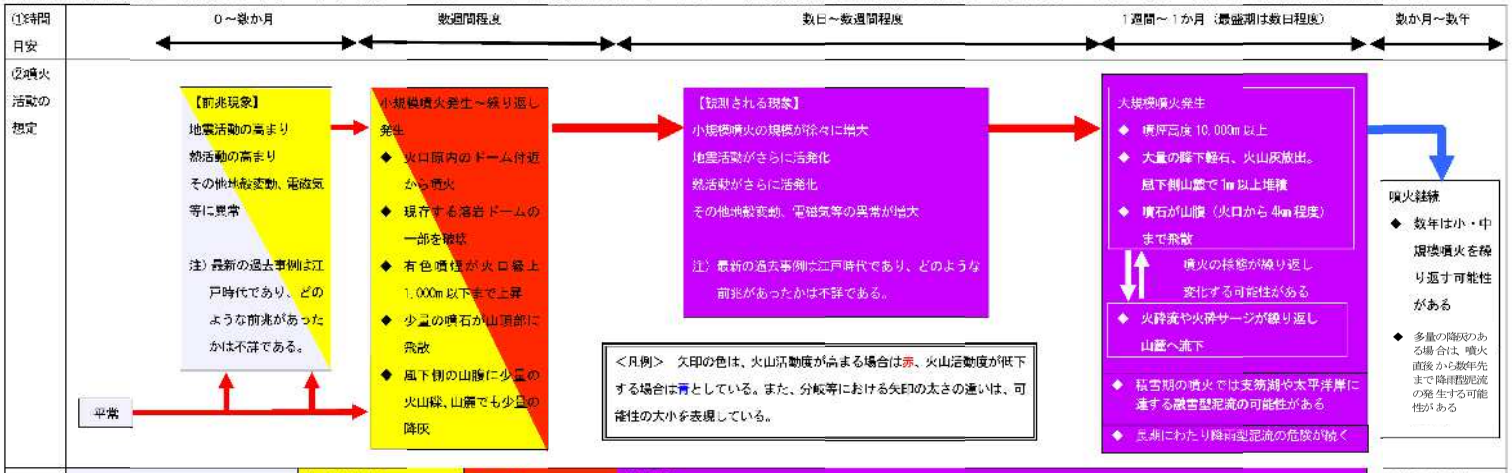

③取扱情報 噴火警戒レベル	噴火予報 レベル1（活火山であることに留意）		火口周辺警報 レベル2（火口周辺規制）	噴火警報 レベル4（避難準備）	噴火警報 レベル5（避難）				噴火警報・噴火予報 レベル5→4→3→2→1
④対象期 ⑤基本的な応急対策	― ―	異常現象発生期 ◆協議会連絡本部設置 ◆情報収集 ◆異常現象の発見者通報への対応 ◆ヒュ行等関係者・関係機関への通報 ◆登山者・観光施設への広報	小規模噴火期 ◇災害警戒体制 ◇山頂部の登山規制又は山腹への入山禁止 ◆災害対策本部設置（苫小牧・千歳・恵庭・白老） ◆火山活動状況により、営林活動停止や山腹への入山禁止 ◆降灰状況により、降雨型泥流危険区域の避難	小規模噴火拡大期 ◆中規模噴火危険区域（火砕流） 避難準備【若干名】、要配慮者避難【若干名】 ◆中規模噴火危険区域（融雪型泥流） 避難準備【400名】、要配慮者避難【50名強】	噴火拡大期 ◆中規模噴火危険区域（火砕流） 避難【若干名】 ◆中規模噴火危険区域（融雪型泥流） 避難【400名】	噴火拡大期 ◆大規模噴火危険区域（火砕流） 避難準備【27千名】、要配慮者避難【3千名】 ◆大規模噴火危険区域（融雪型泥流） 避難準備【12万名】、要配慮者避難【3千名】	大規模噴火前兆期 ◆大規模噴火危険区域（火砕流【27千名】、降灰100cm以上【85千名】） 避難 ◆大規模噴火危険区域（降灰50～100cm） 避難準備、要配慮者避難 ◆大規模噴火危険区域（融雪型泥流） 避難【12万名】	大規模噴火期 ◆降灰状況に応じて、さらに広域の避難準備または避難 ◆土砂災害危険区域の再設定 ◆降雨時警戒避難	噴火縮小期 ◆土砂災害危険区域の再設定 ◆降雨時警戒避難 ◆火山活動状況に応じて、規制を緩和（一時立入、一時帰宅、全面解除等） ◆復興

注）火山活動は一足飛びに急速に高まることもある。その場合は、その間に想定している応急対策を全て実施。

資料８３　樽前山噴火対策地図（火山編第２章第２節関係）

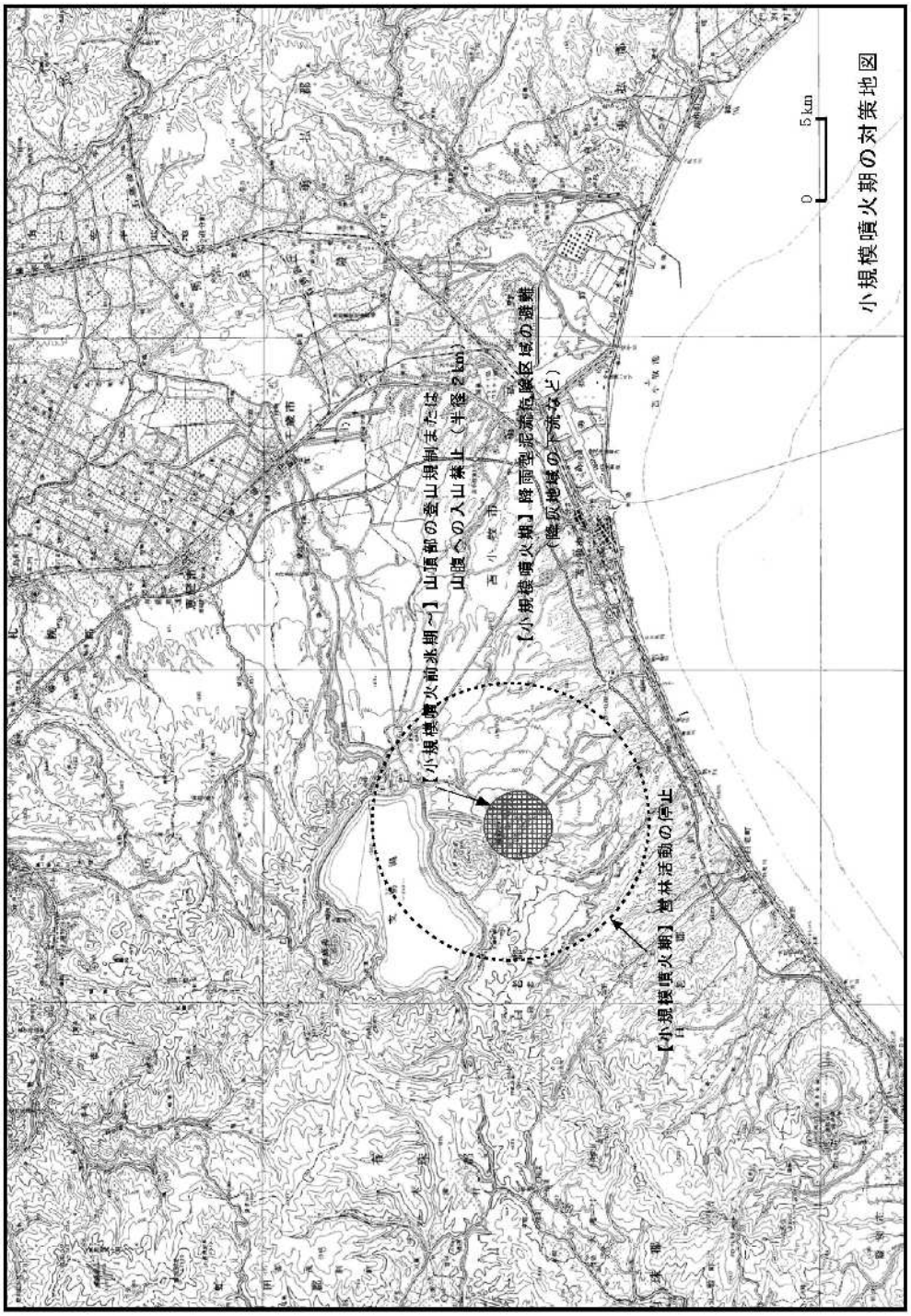

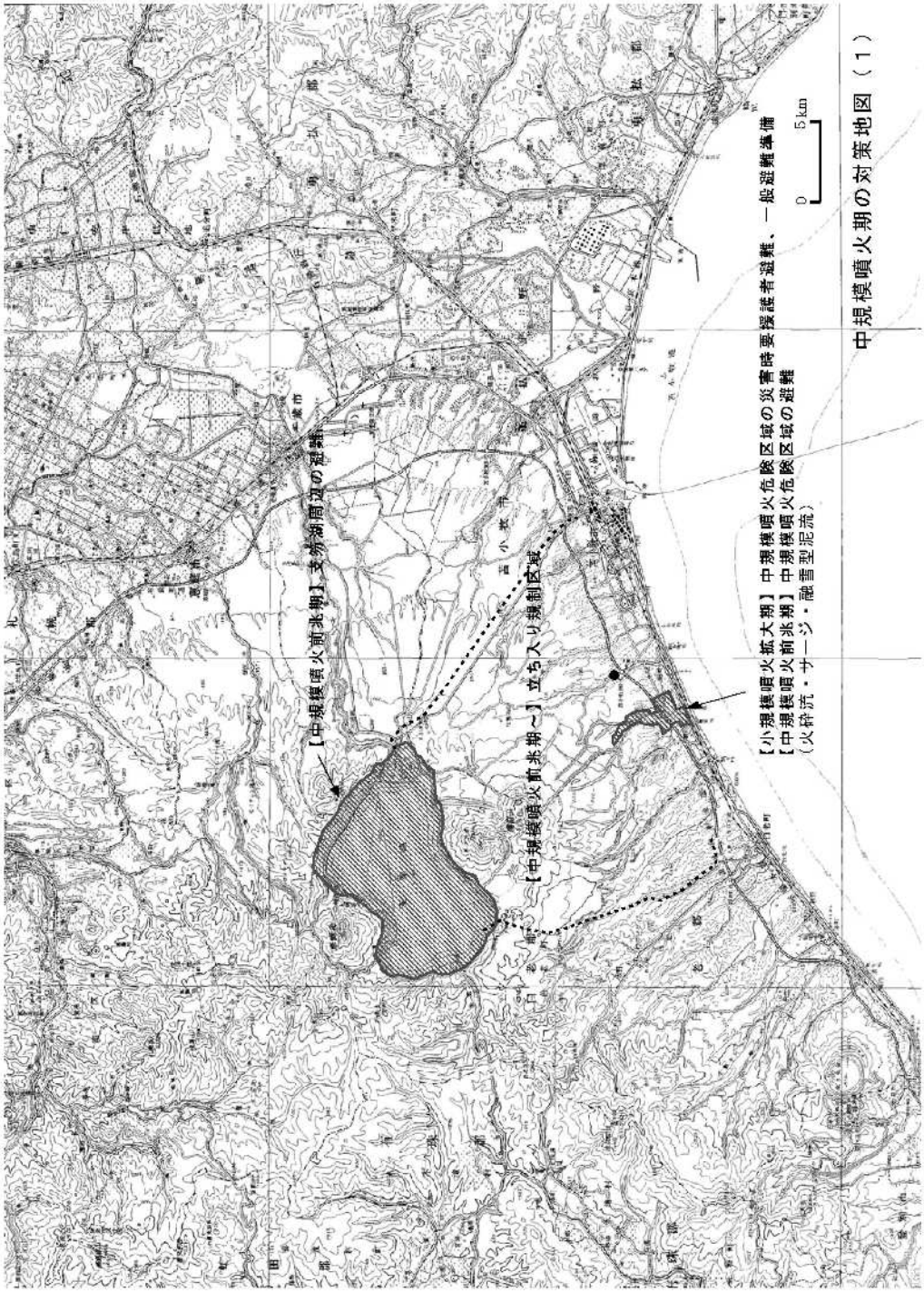

中規模噴火期の対策地図（１）

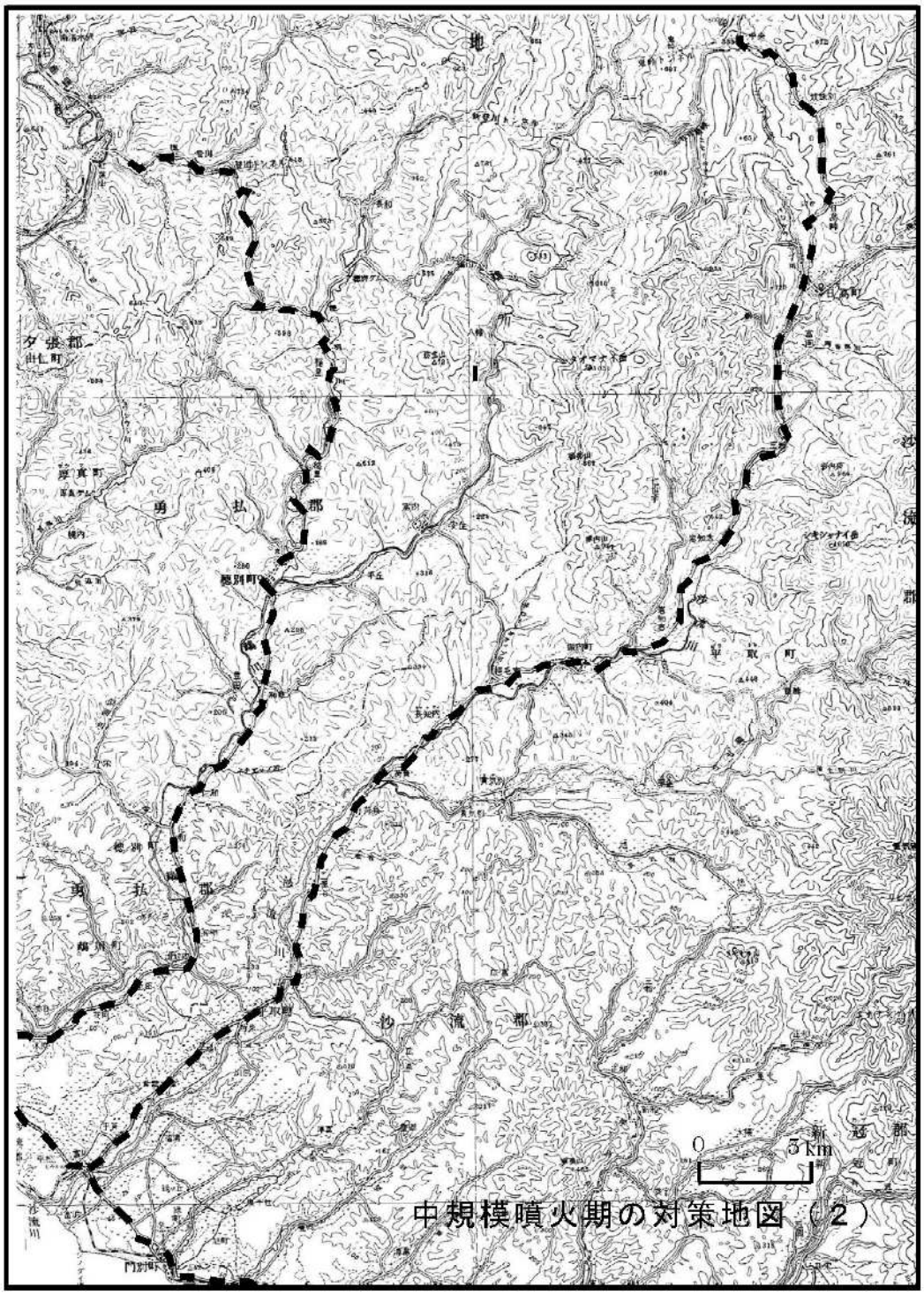

中規模噴火期の対策地図（２）

大規模噴火期の対策地図（１）
大規模噴火期より以前の避難区域
（避難前に大規模噴火が発生した場合は、
直ちに区域外に避難する。）
0
5km
十和田市
吉小林平
大湯沼

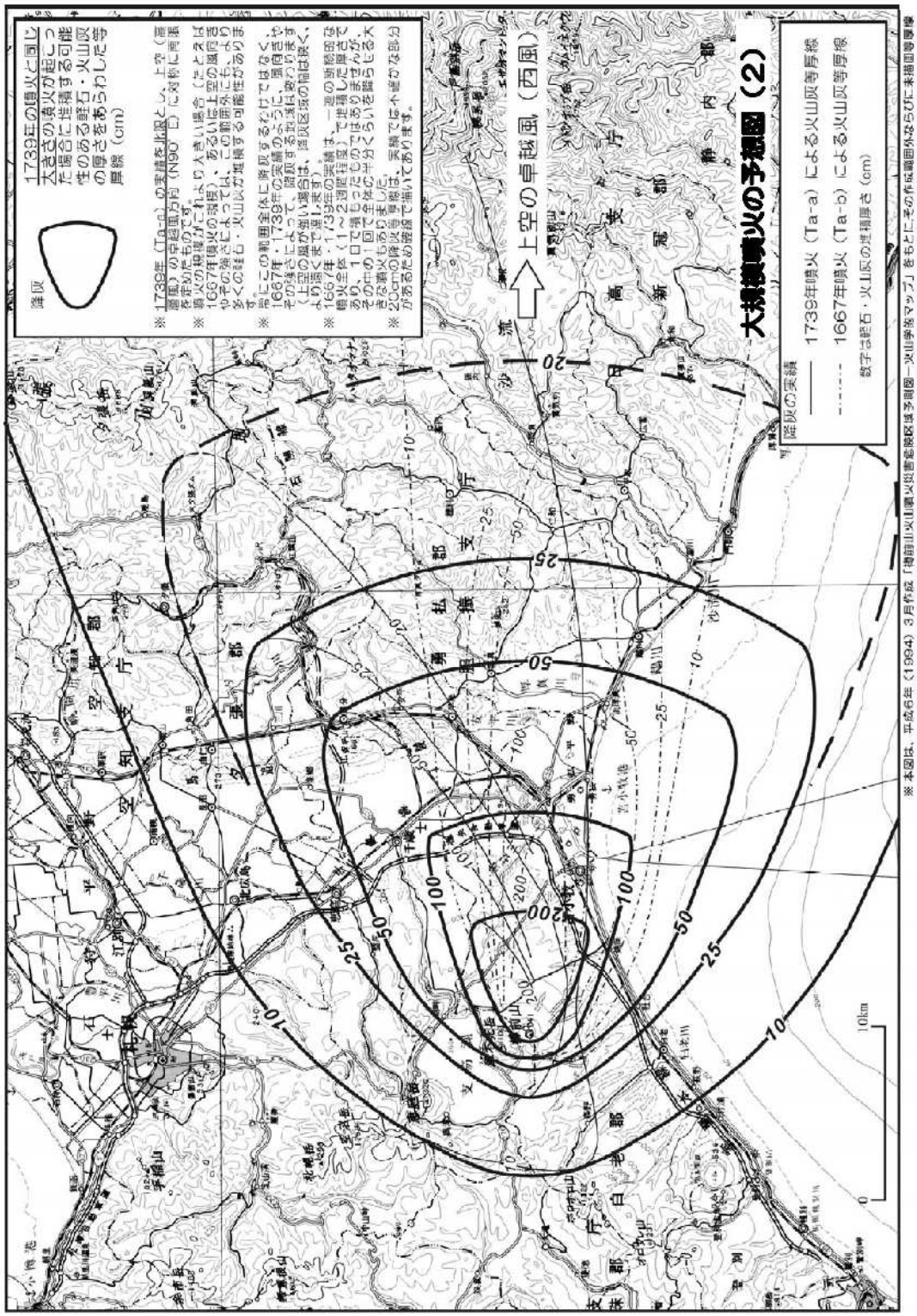

※本図は、平成6年（1994）3月作成「増訂富士火山噴火災害危険区域予想図―火山学的マップ」をもとにその作成範囲外ならびに未掲載等厚線について、その資料とした国土庁（1991）「火山噴火災害危険区域予測図試作に係る作業―試作図集」（北海道立地質研究所（1972）・西井（1989）・芦田（未公表資料）・勝井（未公表資料）等による）に加えて、鈴木ほか（1958）「北海道駒ヶ岳地質調査報告書」、北海道火山灰命名委員会（1972）「No.3恵庭、石狩、後志、日高胆振火山灰名称図」、町田・新井（1992）「火山灰アトラス」、吉川（1998）「フィールドガイド日本の火山③北海道の火山―樽前火山」を参考に編集・修正を行って作成した。

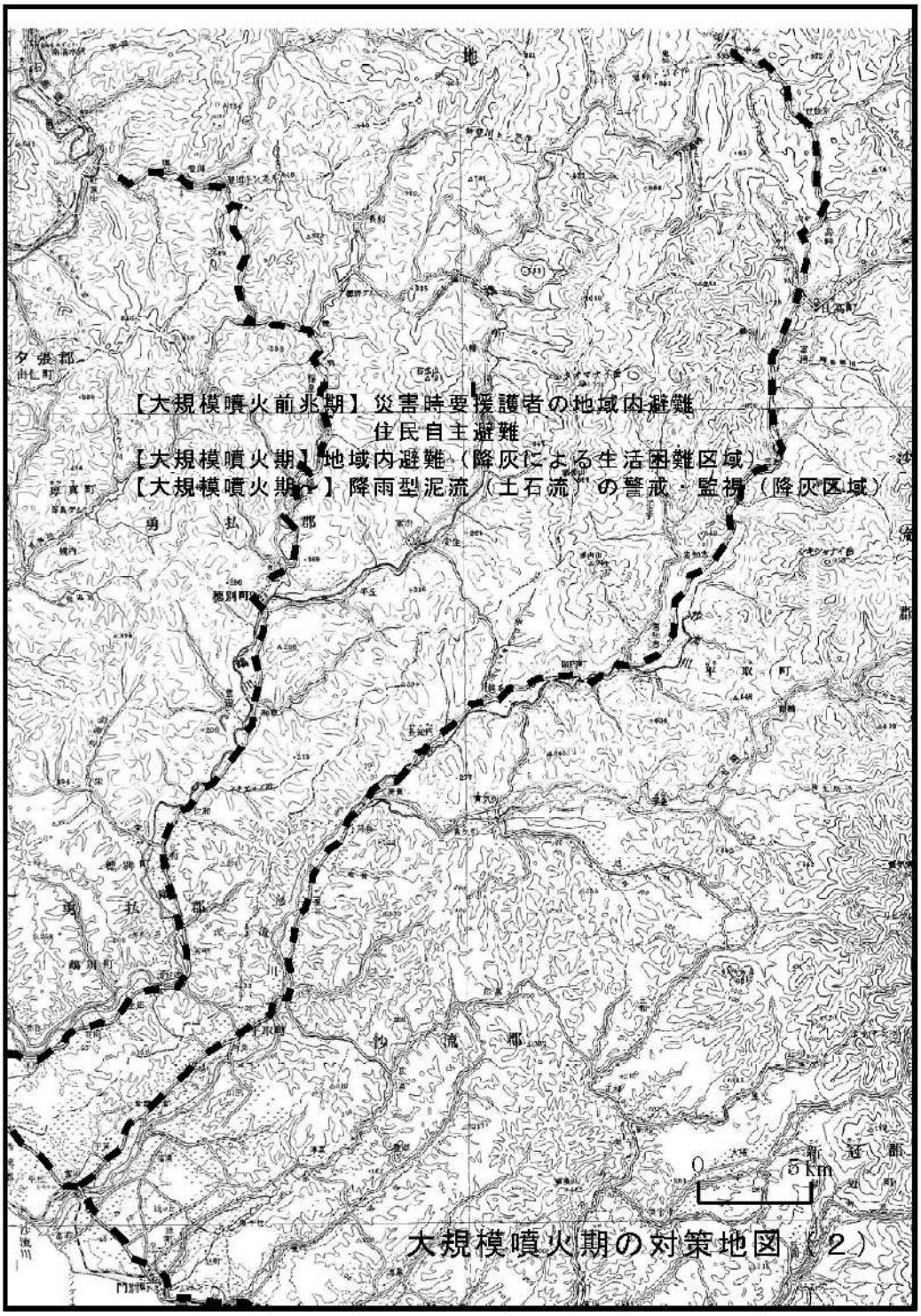

大規模噴火期の対策地図（２）

資料８４　樽前山ハザードマップ（火山編第２章第２節関係）

（防災ガイドブックより抜粋）
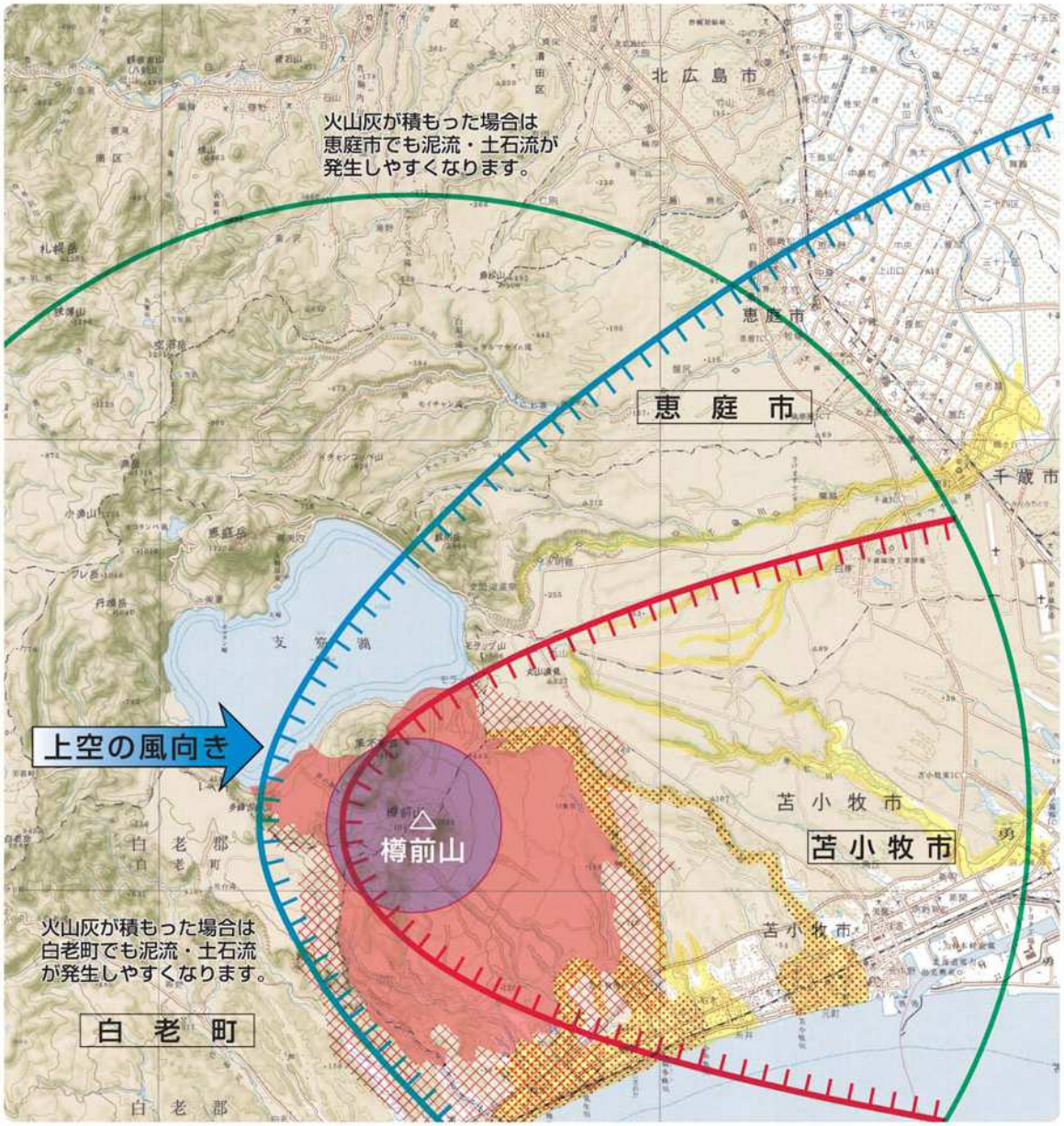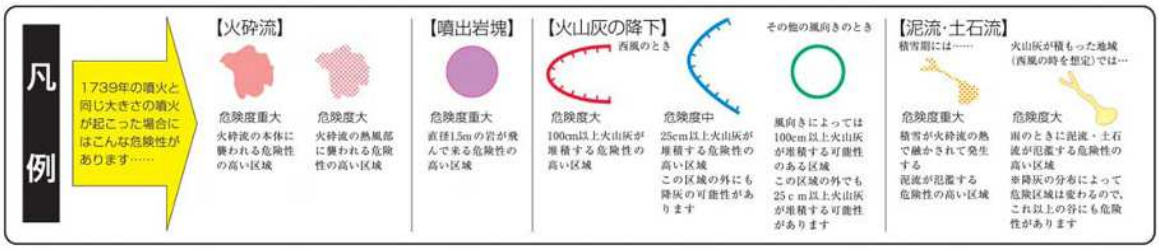
火山災害に備える